

# 令和2年度品川区障害福祉計画実績

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、障害者が利用する障害福祉サービス等の確保に関する計画であり、平成30年度から令和2年度の3年を1期として策定しました。

令和2年度の障害福祉計画における実績について報告します。

# 目 次

1. 品川区の障害者の状況 .....	1
(1) 身体障害者手帳 .....	1
(2) 愛の手帳 .....	1
(3) 自立支援医療費（精神通院）および精神障害者保健福祉手帳 .....	1
2. 令和2年度末における成果目標 .....	2
(1) 施設入所者の地域生活への移行 .....	2
(2) 地域生活支援拠点等の整備 .....	2
(3) 福祉施設から一般就労への移行 .....	2
3. 障害福祉サービス .....	3
(1) 訪問系サービス .....	3
① 居宅介護 .....	4
② 重度訪問介護 .....	4
③ 同行援護 .....	5
④ 行動援護 .....	5
⑤ 重度障害者等包括支援 .....	5
(2) 日中活動系サービス .....	6
① 生活介護 .....	6
② 自立訓練（機能訓練・生活訓練） .....	6
③ 就労移行支援 .....	7
④ 就労継続支援（A型・B型） .....	8
⑤ 就労定着支援（平成30年度より新設） .....	9
⑥ 療養介護 .....	9
⑦ 短期入所（福祉型・医療型） .....	10
(3) 居住系サービス .....	11
① 自立生活援助（平成30年度より新設） .....	11
② 共同生活援助 .....	11
③ 施設入所支援 .....	12
(4) 相談支援 .....	12
① 計画相談支援 .....	12
② 地域移行支援 .....	13
③ 地域定着支援 .....	13
(5) 児童福祉法に基づく障害児支援 .....	14
① 児童発達支援 .....	14
② 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度より新設） .....	14
③ 放課後等デイサービス .....	15
④ 保育所等訪問支援 .....	15

⑤ 医療型児童発達支援 .....	16
⑥ 障害児相談支援 .....	16
4. 地域生活支援事業 .....	17
(1) 必須事業 .....	17
① 理解促進研修・啓発事業 .....	17
② 相談支援事業 .....	17
③ 成年後見制度利用支援事業 .....	17
④ 意思疎通支援事業 .....	18
⑤ 日常生活用具給付等事業 .....	19
⑥ 手話奉仕員養成研修事業 .....	21
⑦ 移動支援事業 .....	22
⑧ 地域活動支援センター .....	23
(2) 任意事業 .....	24
① 巡回入浴サービス事業 .....	24
② 日中一時支援事業 .....	24
③ 障害者世帯ハウスクリーニング事業 .....	25
④ 住宅設備改善費給付事業 .....	25
⑤ 障害者救急代理通報システム事業 .....	25
⑥ 自動車運転免許取得助成 .....	26
⑦ 自動車改造経費助成 .....	26
5. その他の事業 .....	27
(1) 障害者差別解消法に関する取組み .....	27
(2) 福祉カレッジ .....	27
① 事業内容 .....	27
② 令和2年度の実績 .....	27
6. 品川区地域自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会 .....	28
(1) 協議会の構成 .....	28
(2) 令和2年度の実施内容 .....	28

# 1. 品川区の障害者の状況

## (1) 身体障害者手帳

《身体障害者手帳所持者数》

(各年4月1日現在) 単位：人

障害の区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
				18歳未満	18歳以上	合計	1・2級者
視覚障害		619	626	5	602	607	354
聴覚障害等		784	792	61	738	799	286
音声機能障害等		147	139	3	136	139	18
肢体不自由		4,430	4,293	92	4,109	4,201	1,598
内部障害		3,529	3,571	52	3,564	3,616	2,465
合計		9,509	9,421	213	9,149	9,362	4,721

## (2) 愛の手帳

《愛の手帳所持者数》

(各年4月1日現在) 単位：人

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
				18歳未満	18歳以上	合計
1度		68	67	4	64	68
2度		489	498	104	410	514
3度		509	518	137	400	537
4度		873	897	209	707	916
合計		1,939	1,980	454	1,581	2,035

## (3) 自立支援医療費(精神通院)および精神障害者保健福祉手帳

単位：人

年度	自立支援医療費(精神通院)合計												手帳認定合計(単年度)			手帳保持者数合計					
	高齢期精神障害(認知症など)	アルコール・薬物問題	統合失調症圏	そううつ病圏	神経症圏	摂食障害・睡眠障害等	人格障害・ギャンブル依存	知的障害	心理的発達障害	多動性障害・行為障害・緘黙等	てんかん	その他	1級	2級	3級	1級	2級	3級			
30	162	122	1,310	2,378	362	20	19	66	200	158	272	155	5,224	71	571	596	1,238	126	1,116	1,159	2,401
元	163	133	1,266	2,494	392	18	29	62	230	192	273	278	5,530	73	669	736	1,478	144	1,240	1,332	2,716
2	86	66	555	1,111	159	13	19	22	130	120	139	226	2,646	68	714	723	1,505	141	1,383	1,459	2,983

(令和3年度健康推進部事務事業概要より抜粋)

## 2. 令和2年度末における成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

目標	基準値	R2年度 目標値	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績
①令和2年度末までの地域生活移行者数 目標：平成28年度末時点における入所者数の2%以上が地域移行	281	6	0	0	4
②令和2年度末時点における施設入所者数 目標：平成28年度末時点の入所者数を超えない	281	281	277	276	271

令和元年度末時点における施設入所者276人のうち、令和2年度末までに、地域生活に移行した人は4人でした。

施設入所者が地域生活へ移行できるよう、引き続き、地域での生活基盤となるグループホームや在宅サービスの充実を図っていく必要があります。

### (2) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。

区では平成29年度より、地域拠点相談支援センター3か所（品川区旗の台障害児者相談支援センター、品川区東品川障害者相談支援センター、品川区南品川障害児者相談支援センター）に地域生活支援拠点マネージャーを配置し、面的整備型地域生活支援拠点を運営しています。

また、令和元年10月に品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」が開設され、多機能型拠点整備型として地域生活支援拠点の機能を持たせています。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

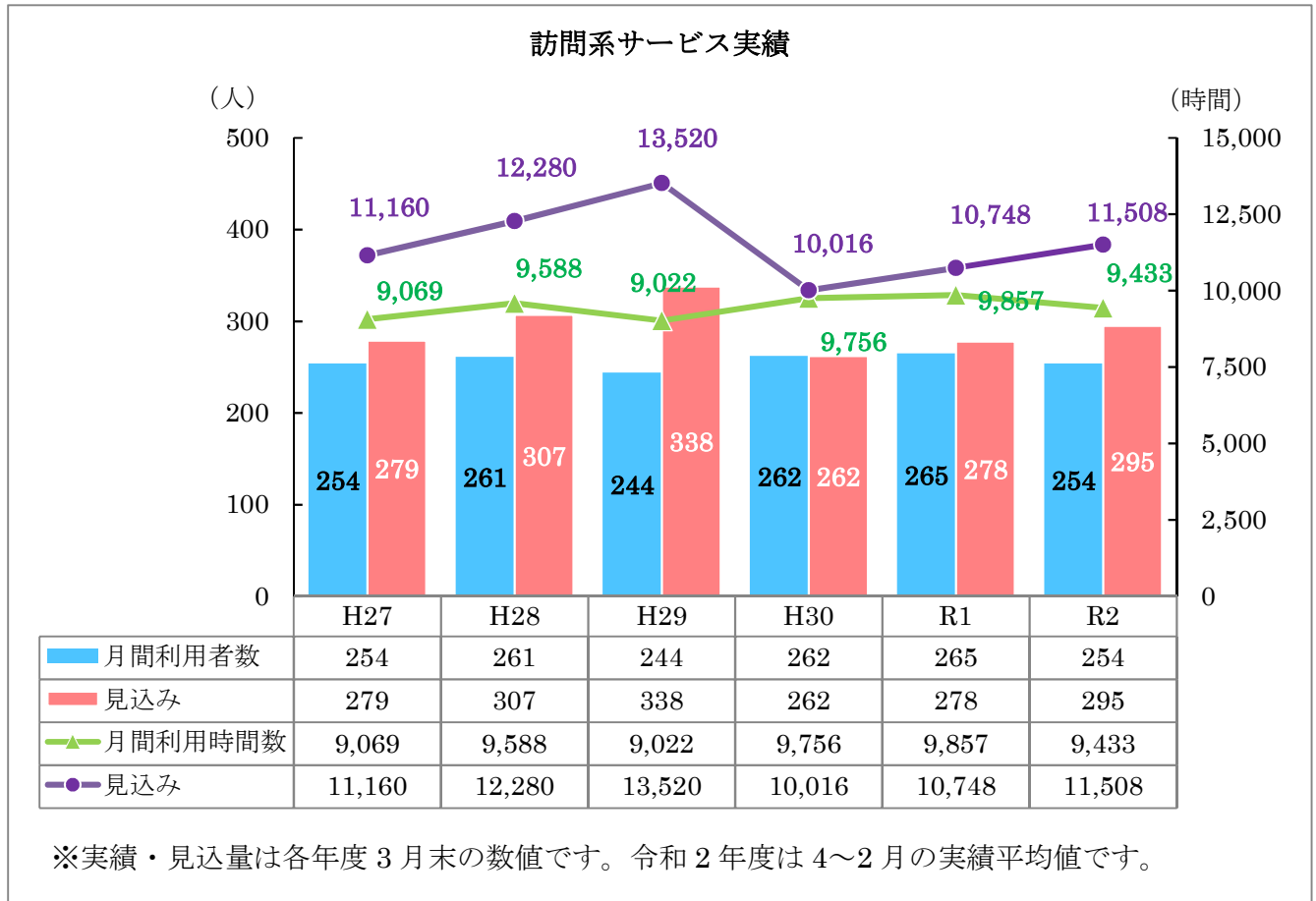
目標	基準値	R2年度 目標値	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績
①令和2年度の一般就労への移行者数 目標：平成28年度の就労移行実績の1.5倍以上	23	35	57	58	58
②令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数 目標：平成28年度末から2割以上増加	74	100	125	94	153
③就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の割合	—	50%以上	83%	71%	63%
④各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	—	80%	—	96%	27%

就労移行支援事業者は、平成30年度末の5事業所（定員100人）から、令和2年度末には9事業所（定員150人）に増加しています。

### 3. 障害福祉サービス

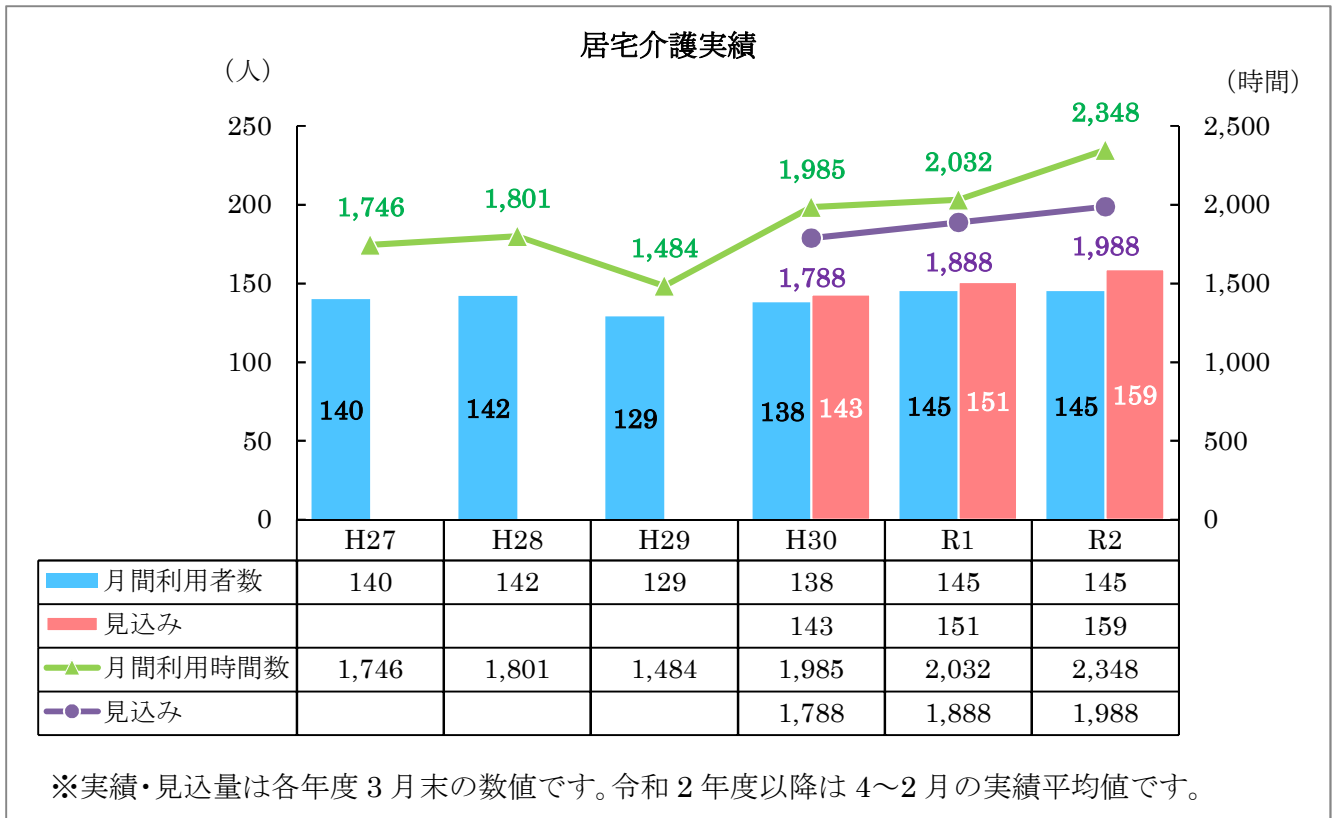
#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅において入浴・排せつ・家事などの介護や家事の援助を行う居宅介護や重度訪問介護、視覚障害の方の外出時に同行し介護など必要な援助を行う同行援護、行動上困難を伴う知的や精神障害の方が外出する際に必要な援助を行う行動援護、重度障害がある方に障害福祉サービスを包括的に提供する重度障害者等包括支援があります。



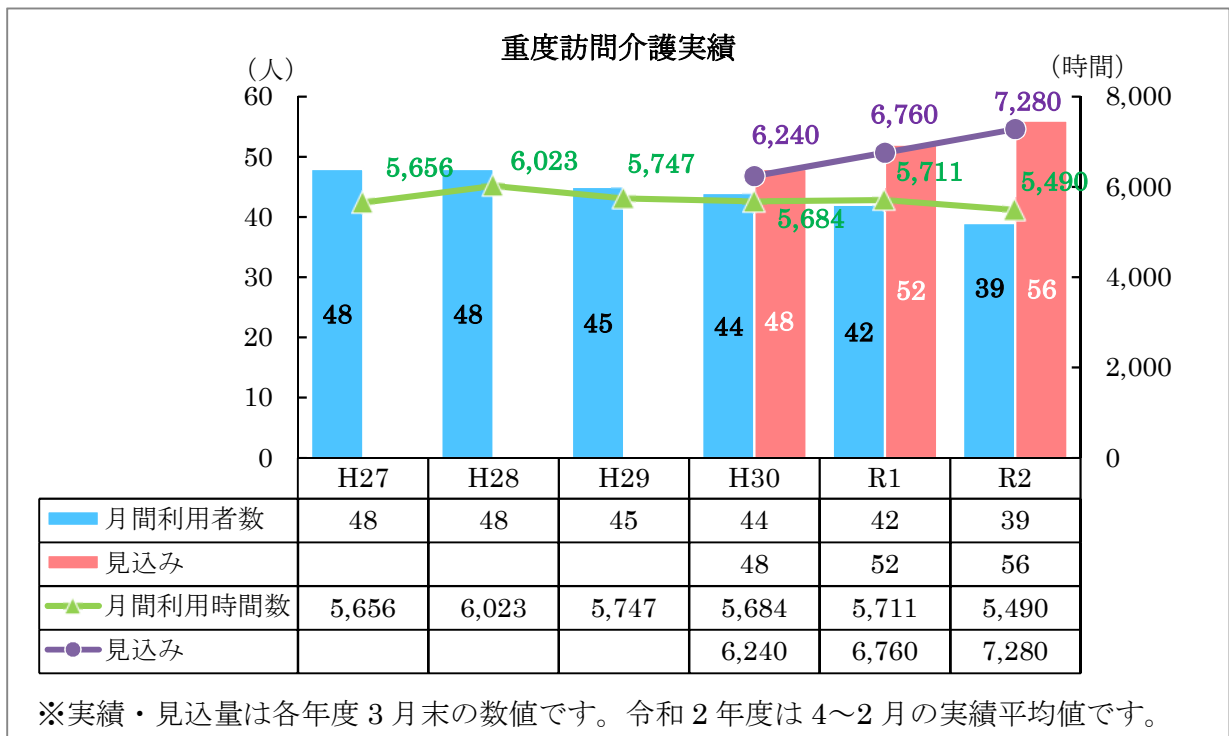
### ①居宅介護

居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。



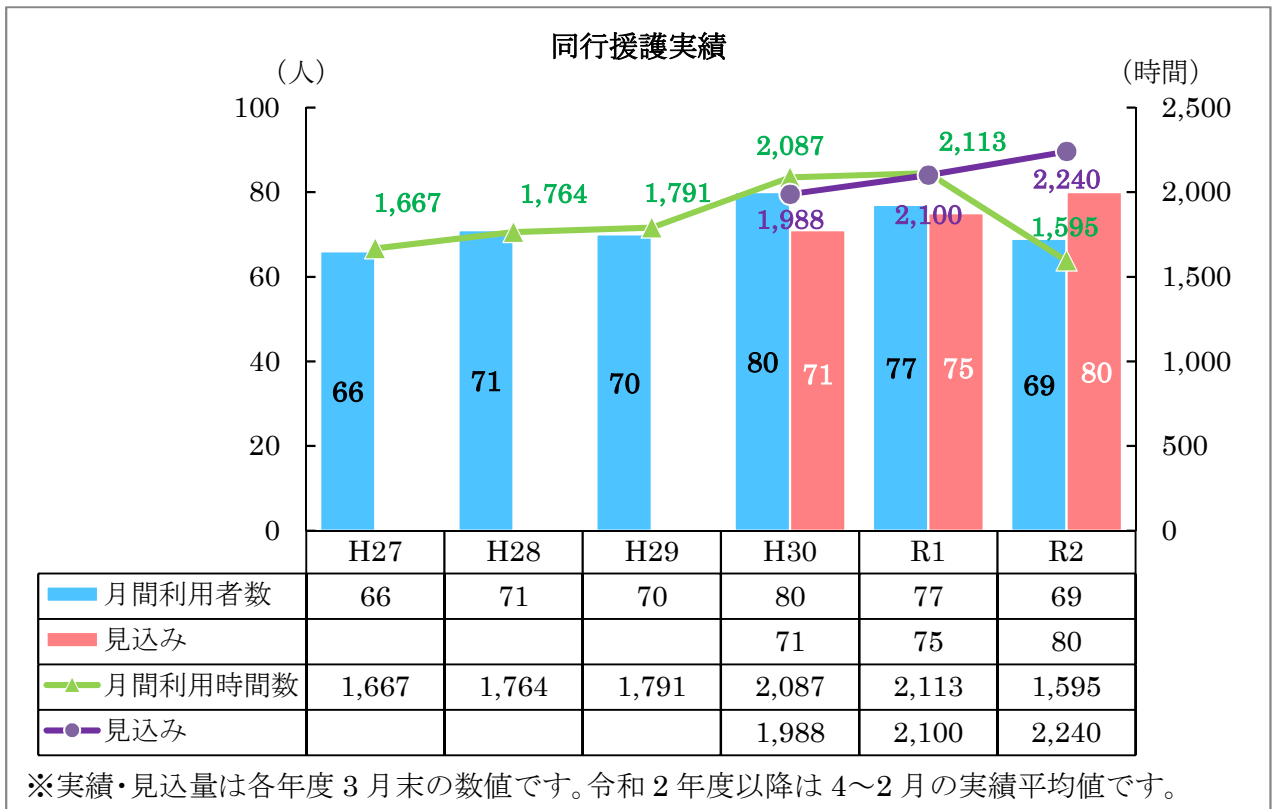
### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者および精神障害者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行います。



### ③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他必要な援助を行います。



### ④行動援護

障害のある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
月間利用者数	0	0	0	0	0	0
月間利用時間数	0	0	0	0	0	0

### ⑤重度障害者等包括支援

重度の障害がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を包括的に提供します。

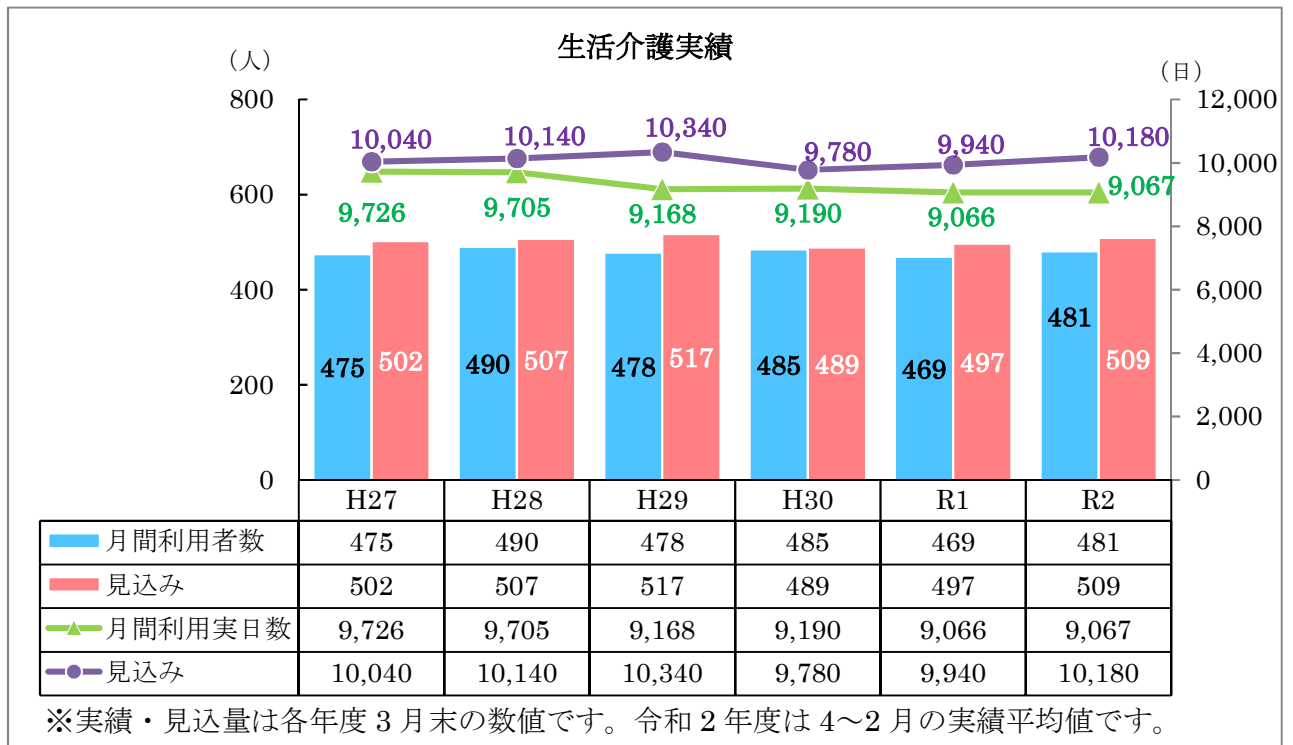
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
月間利用者数	0	0	0	0	0	0
月間利用時間数	0	0	0	0	0	0



## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

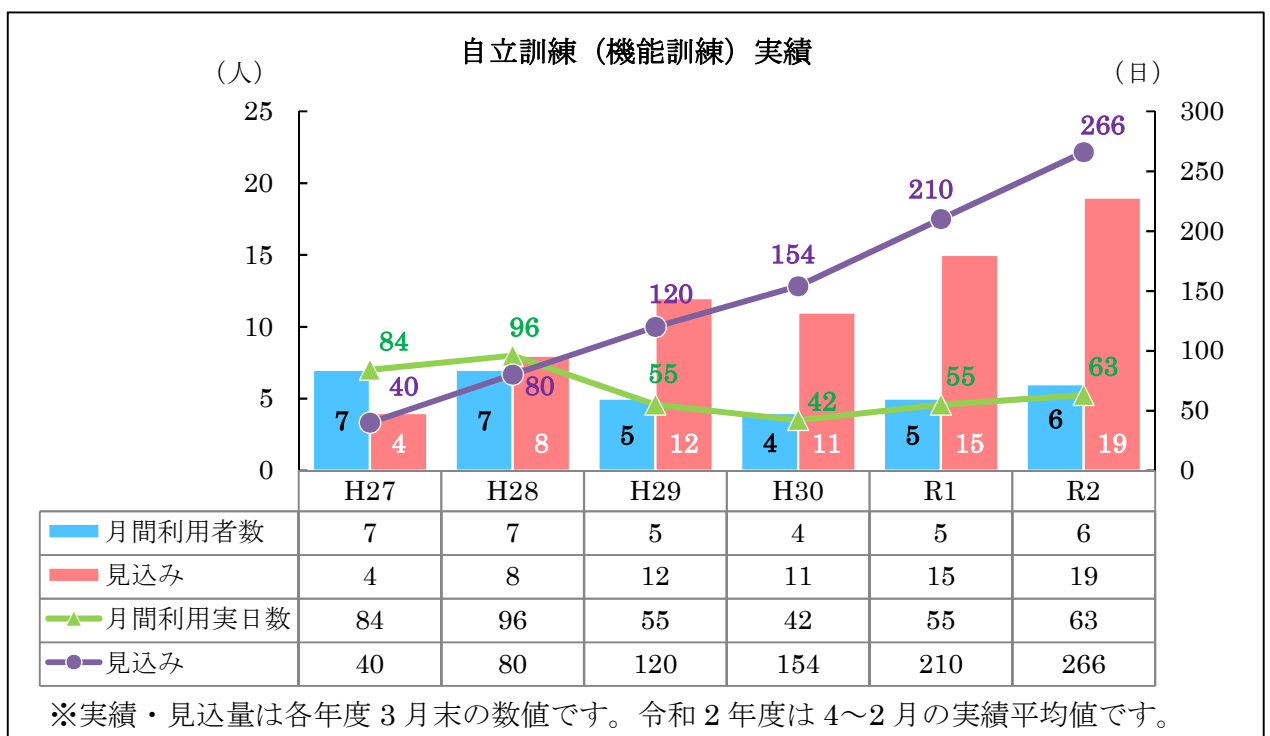
常時介護を必要とする方に、主に昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。



### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

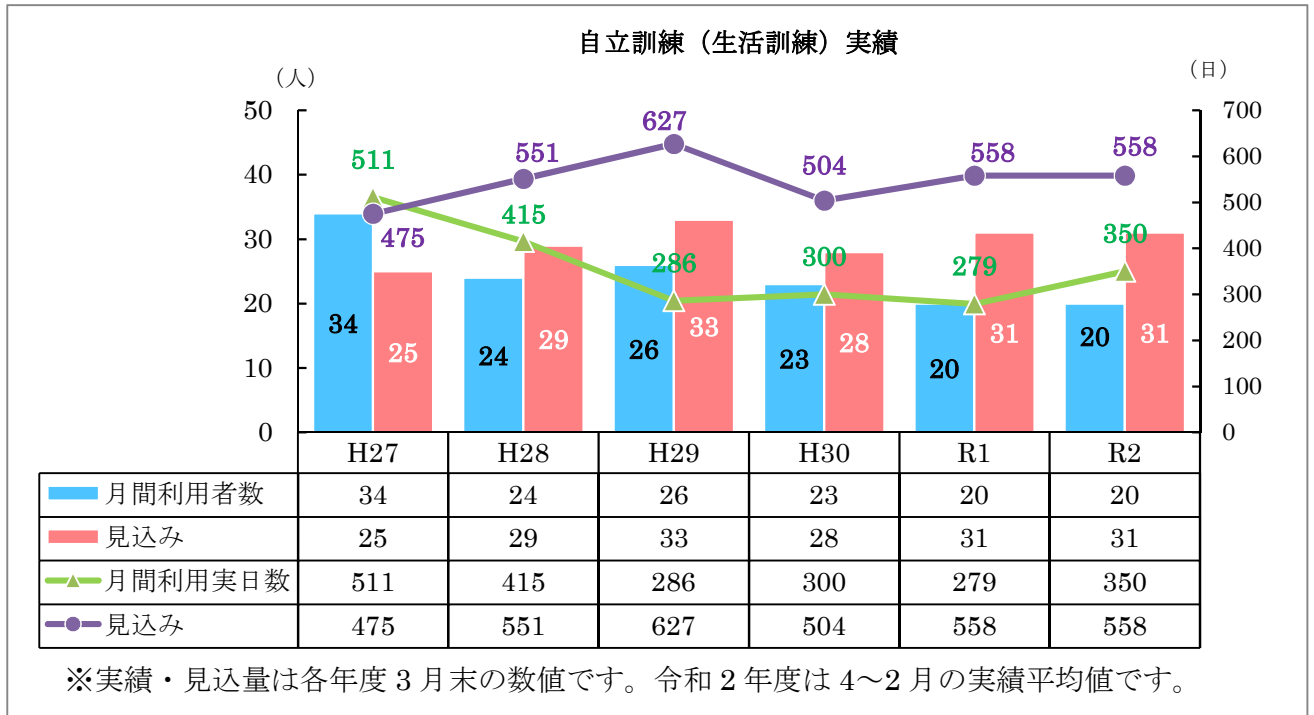
#### 【自立訓練（機能訓練）】

身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。



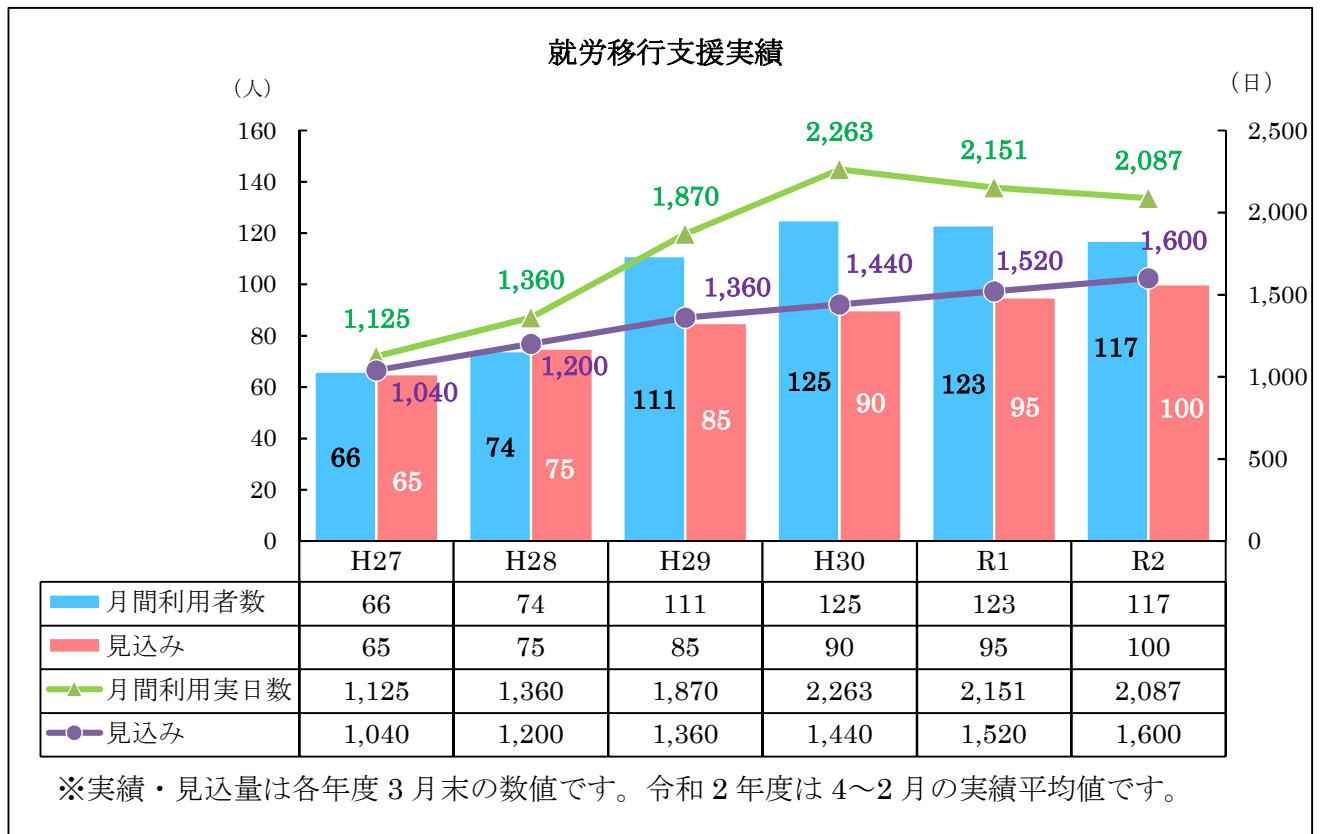
### 【自立訓練（生活訓練）】

生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。



### ③ 就労移行支援

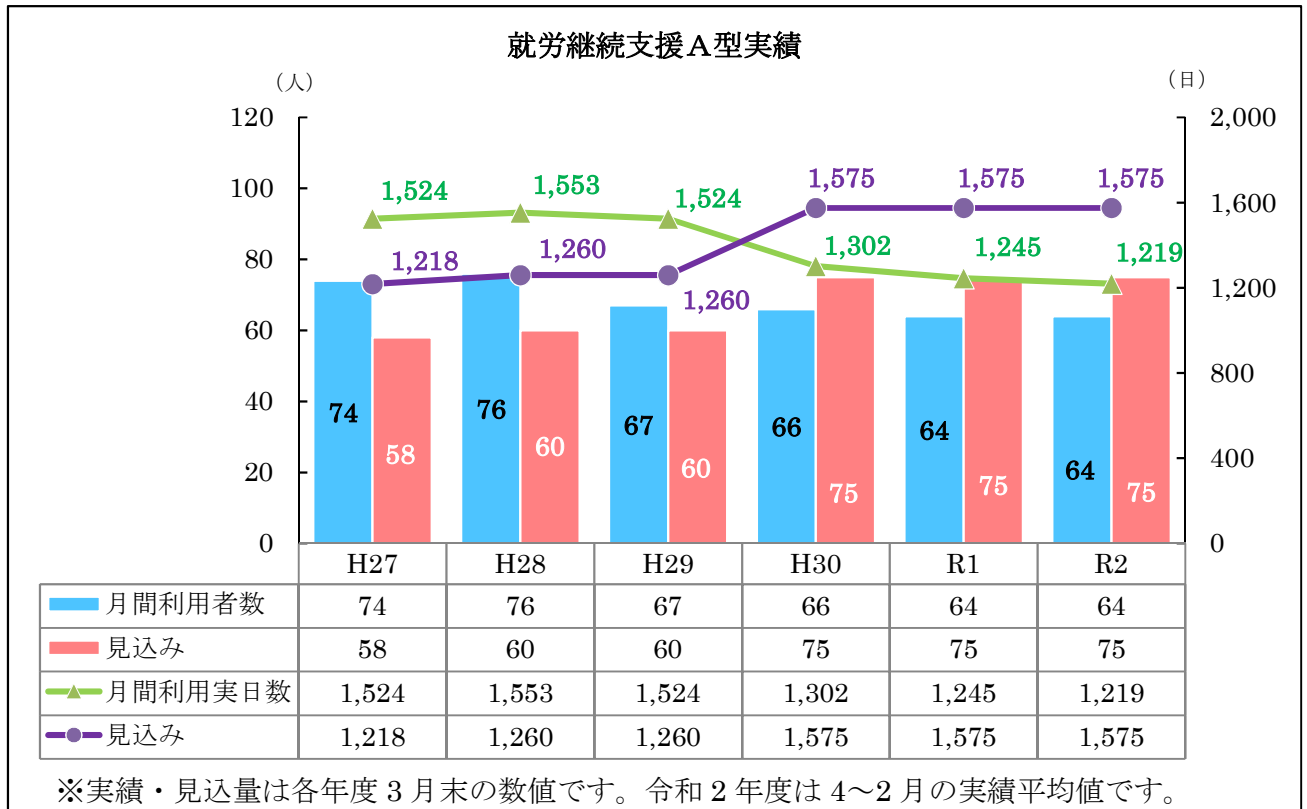
一般就労を希望する対象者に、定められた期間(2年)、生産活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。



④ 就労継続支援（A型・B型）

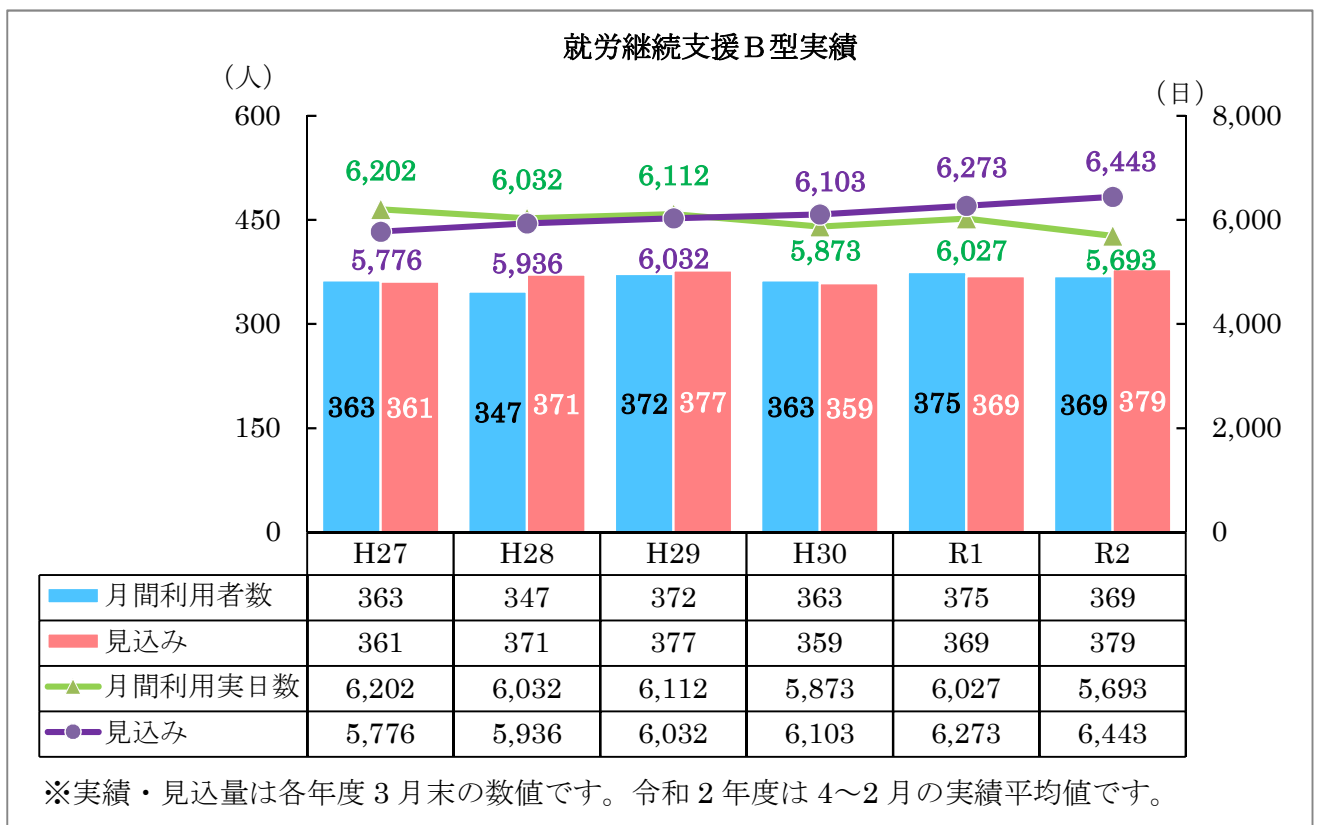
【就労継続支援A型】

一般就労が困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援を行います。



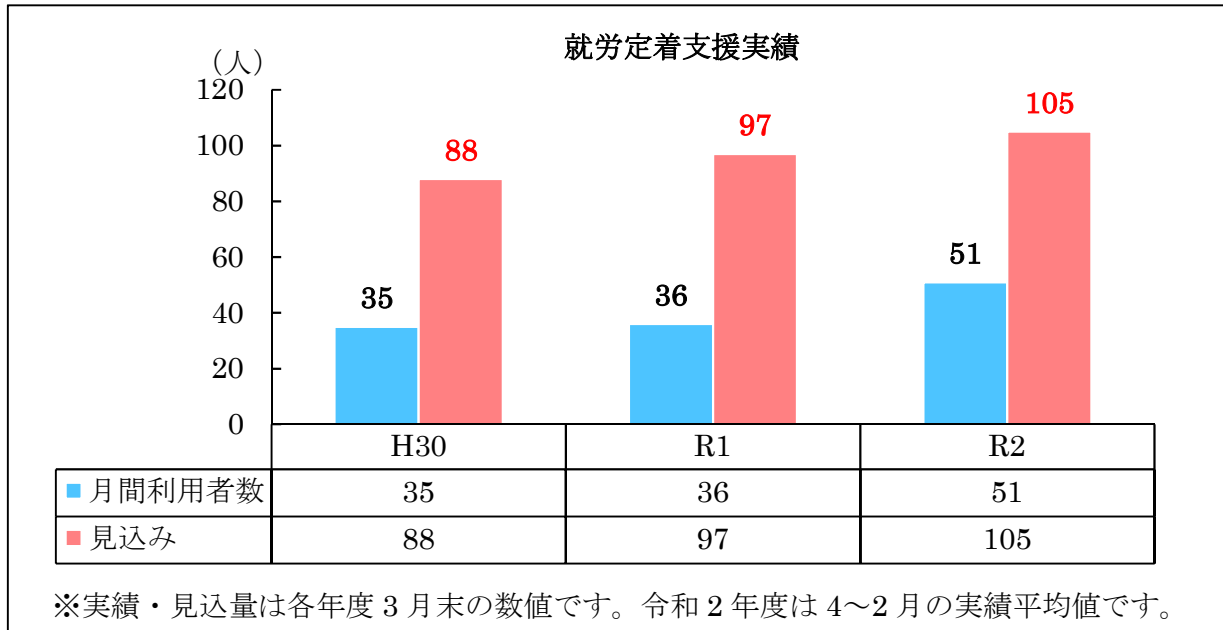
【就労継続支援B型】

一般就労が困難な方や一定年齢に達している方に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。



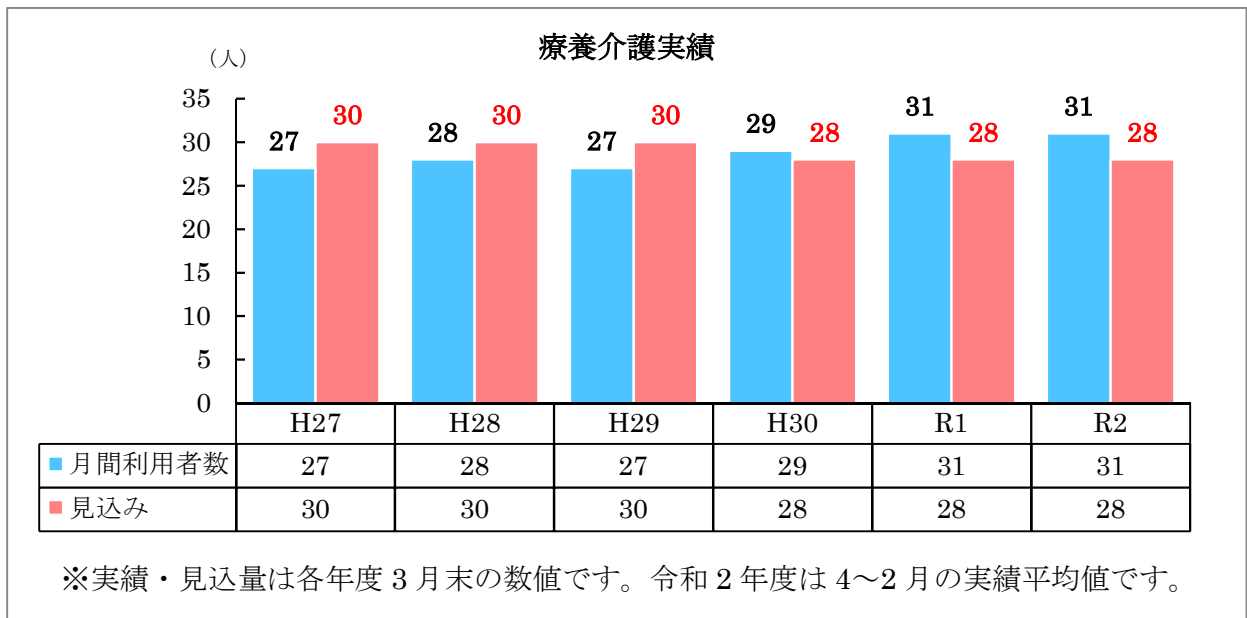
⑤ 就労定着支援（平成 30 年度より新設）

就労移行支援等を利用して一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題は生じている障害者を対象として、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。



⑥ 療養介護

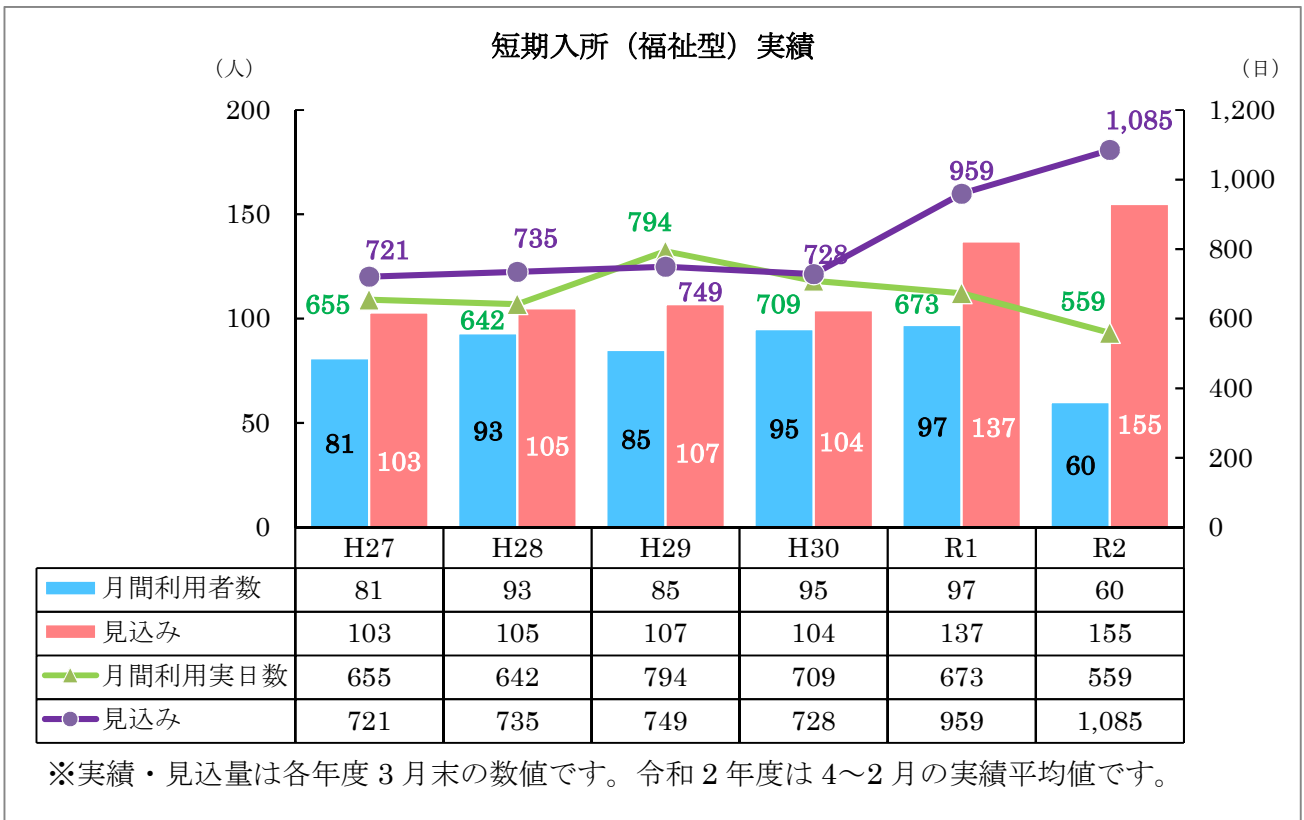
病院等への長期入院による医療的ケアを要する障害児者で常時介護を要する人に対し、主に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。



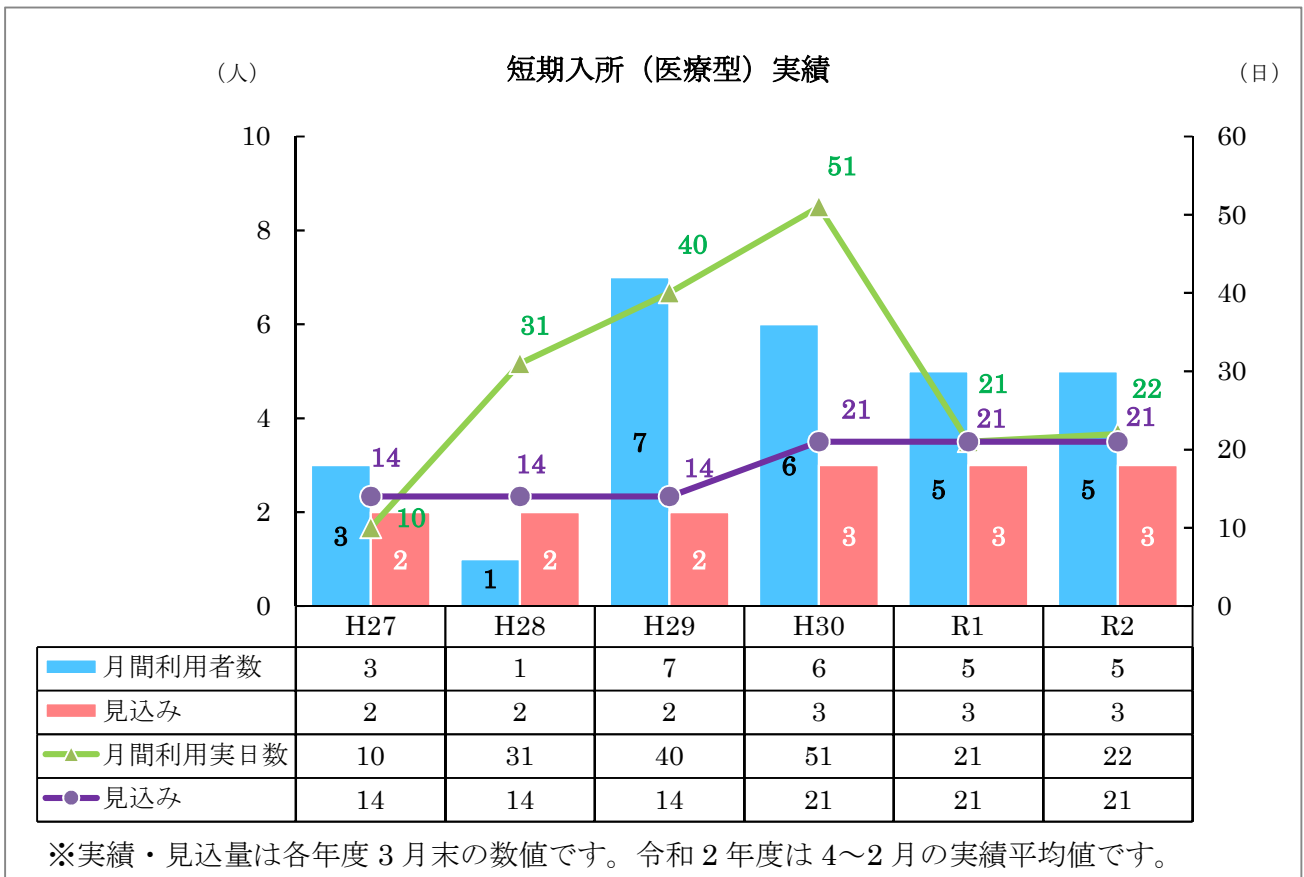
⑦ 短期入所（福祉型・医療型）

【短期入所（福祉型）】

介護を行う人の疾病、事故、出産等の理由により、障害児者等を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設等への短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行います。



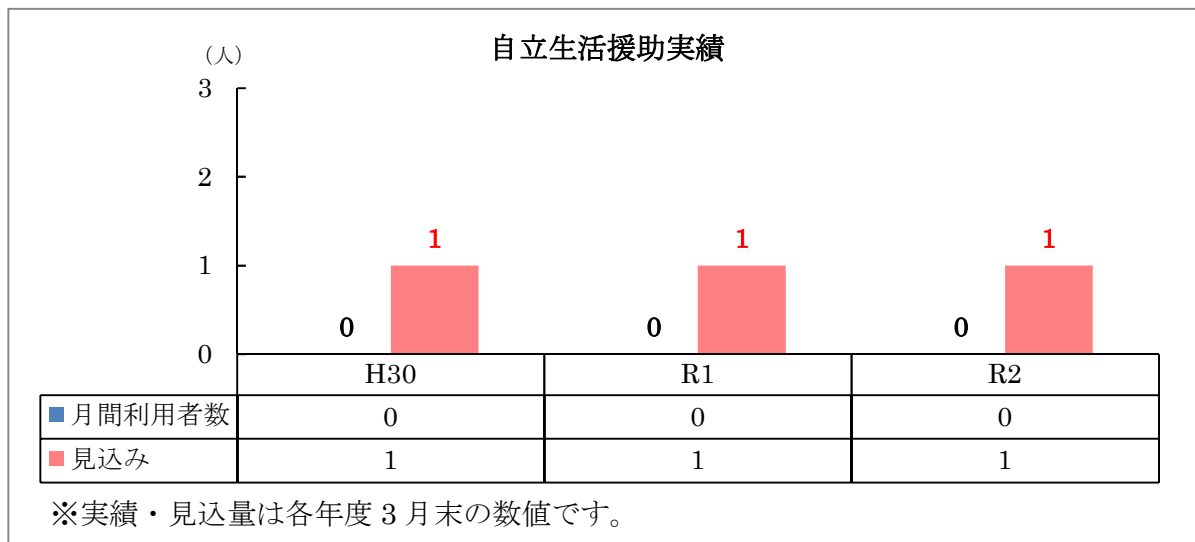
【短期入所（医療型）】



### (3) 居住系サービス

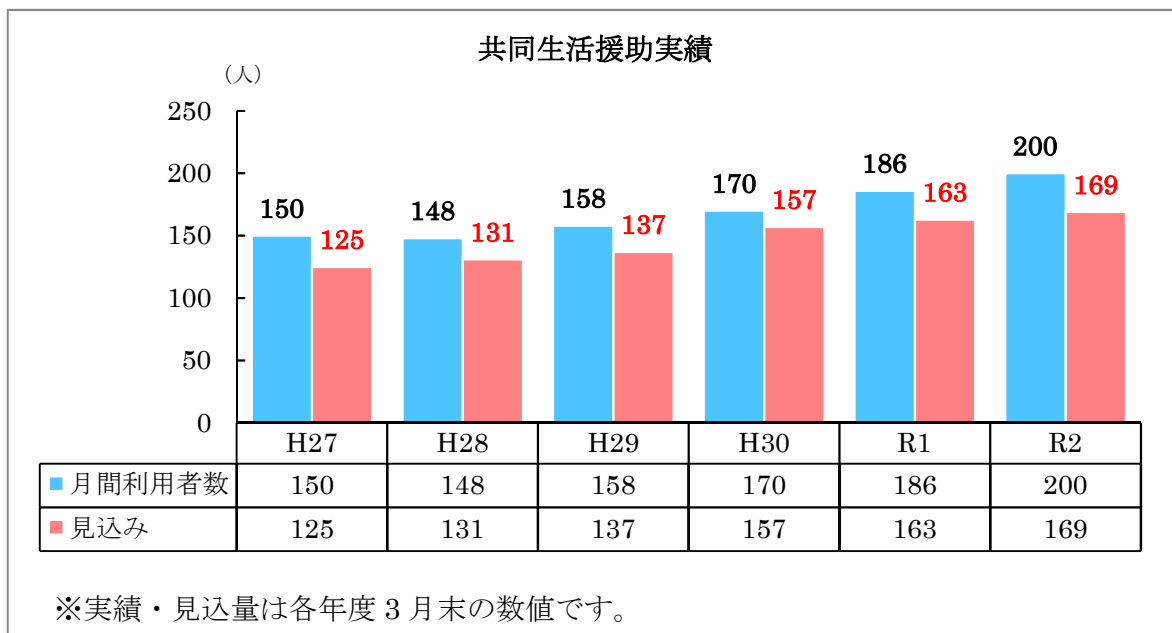
#### ① 自立生活援助（平成 30 年度より新設）

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から地域での一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者等を対象として、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などの支援を行います。



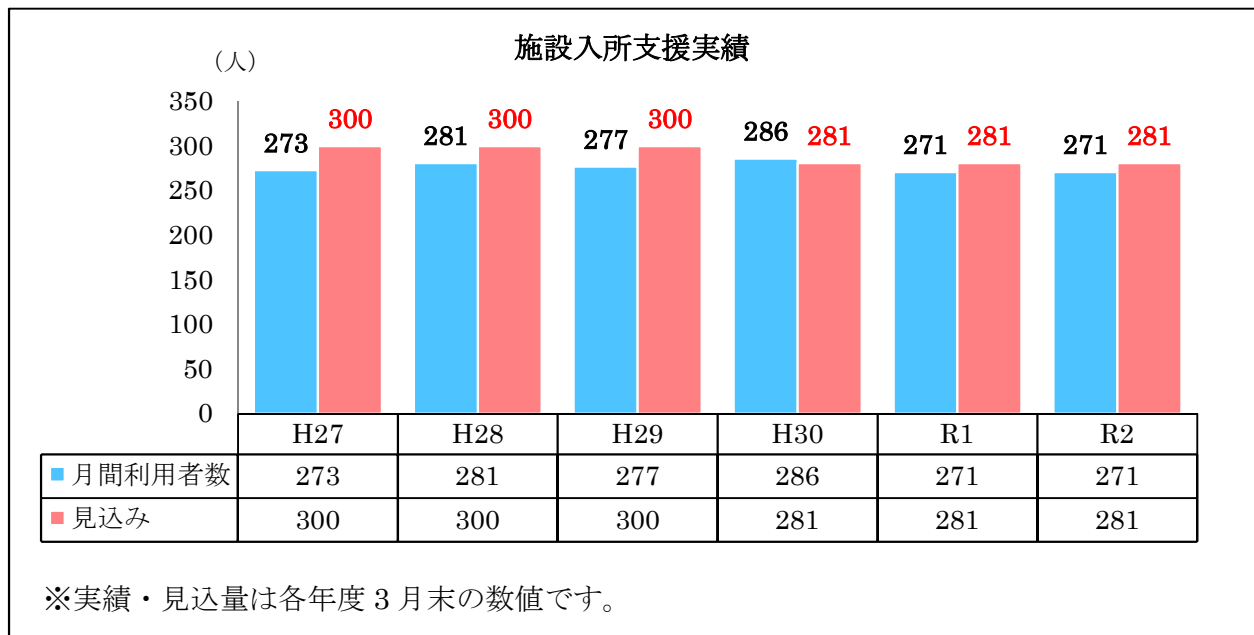
#### ② 共同生活援助

障害のある人に対して、共同生活を営む住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、その他の日常生活上の援助や相談、助言を行います。



### ③ 施設入所支援

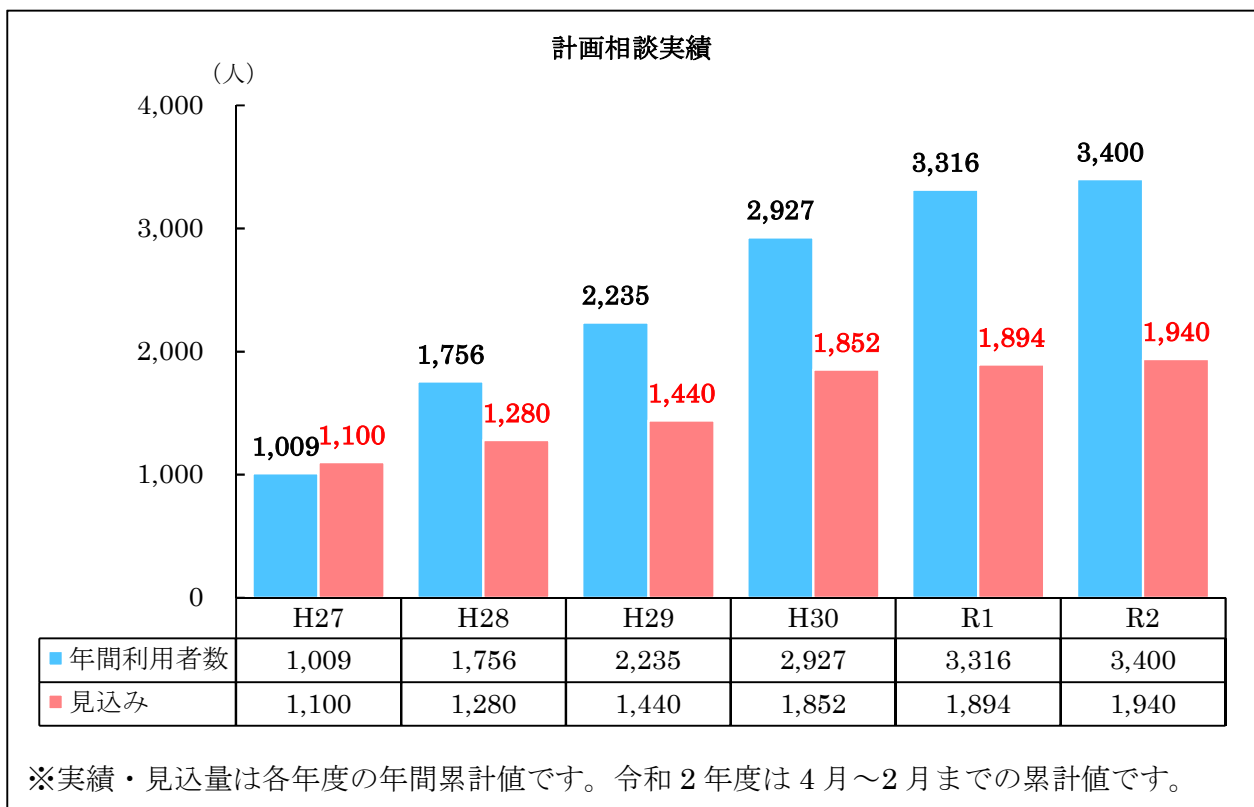
障害者支援施設に入所する人に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。



## (4) 相談支援

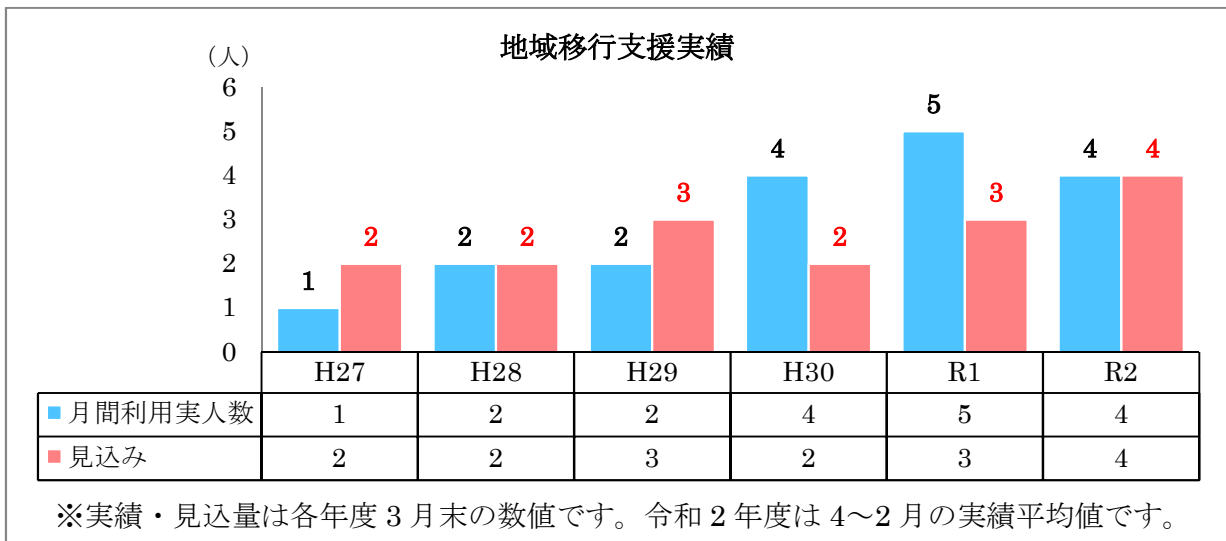
### ① 計画相談支援

障害のある人が障害福祉サービスや地域相支援を利用するために、サービス等利用計画を作成します。この計画案を勘案して支給決定を受けることもできます。その後一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況を検証（モニタリング）し、サービス等利用計画の見直し等を行います。



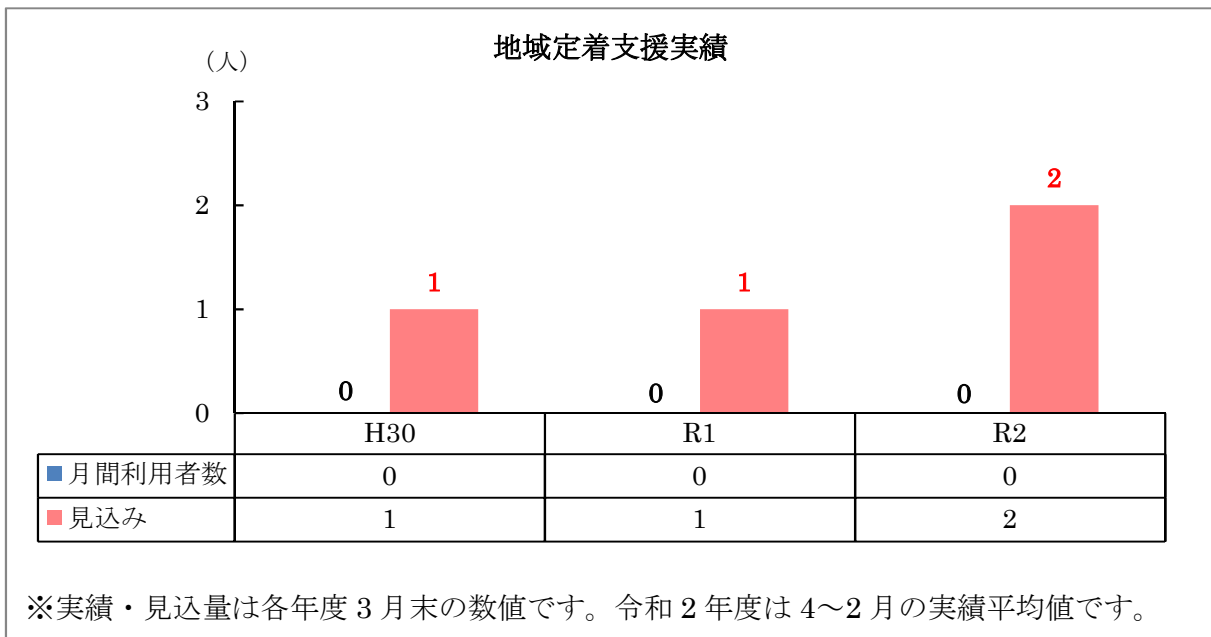
## ② 地域移行支援

障害者支援施設に入所している人、または精神科病院に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保やその他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。



## ③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等の安定した地域生活を図るため、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

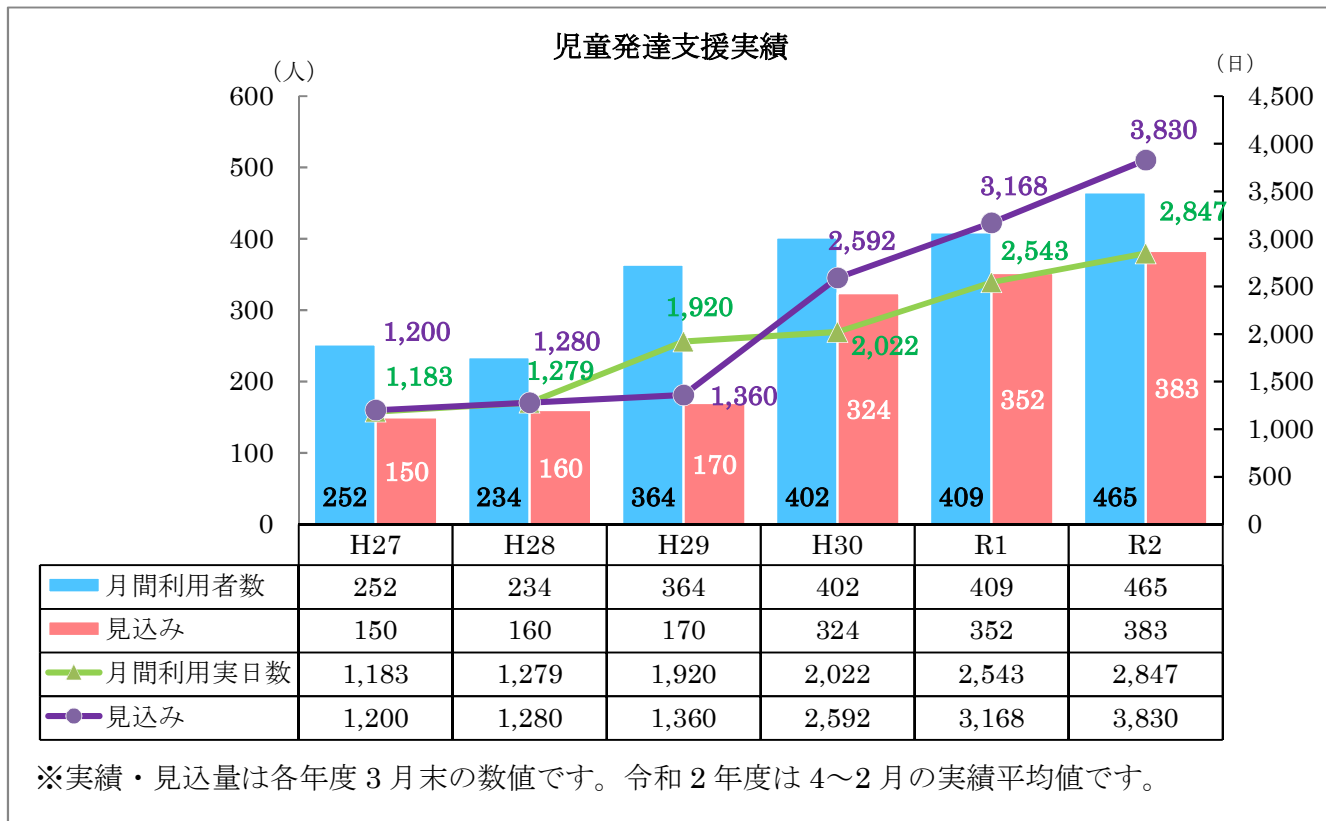




## (5) 児童福祉法に基づく障害児支援

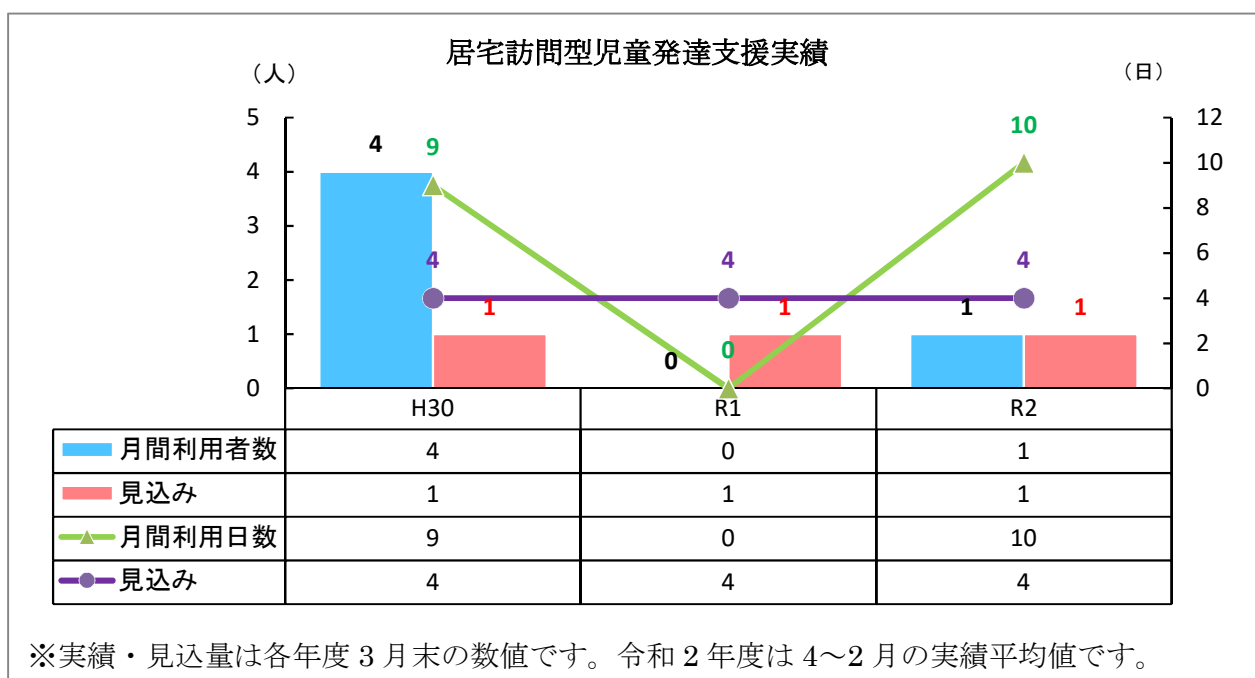
### ① 児童発達支援

療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。



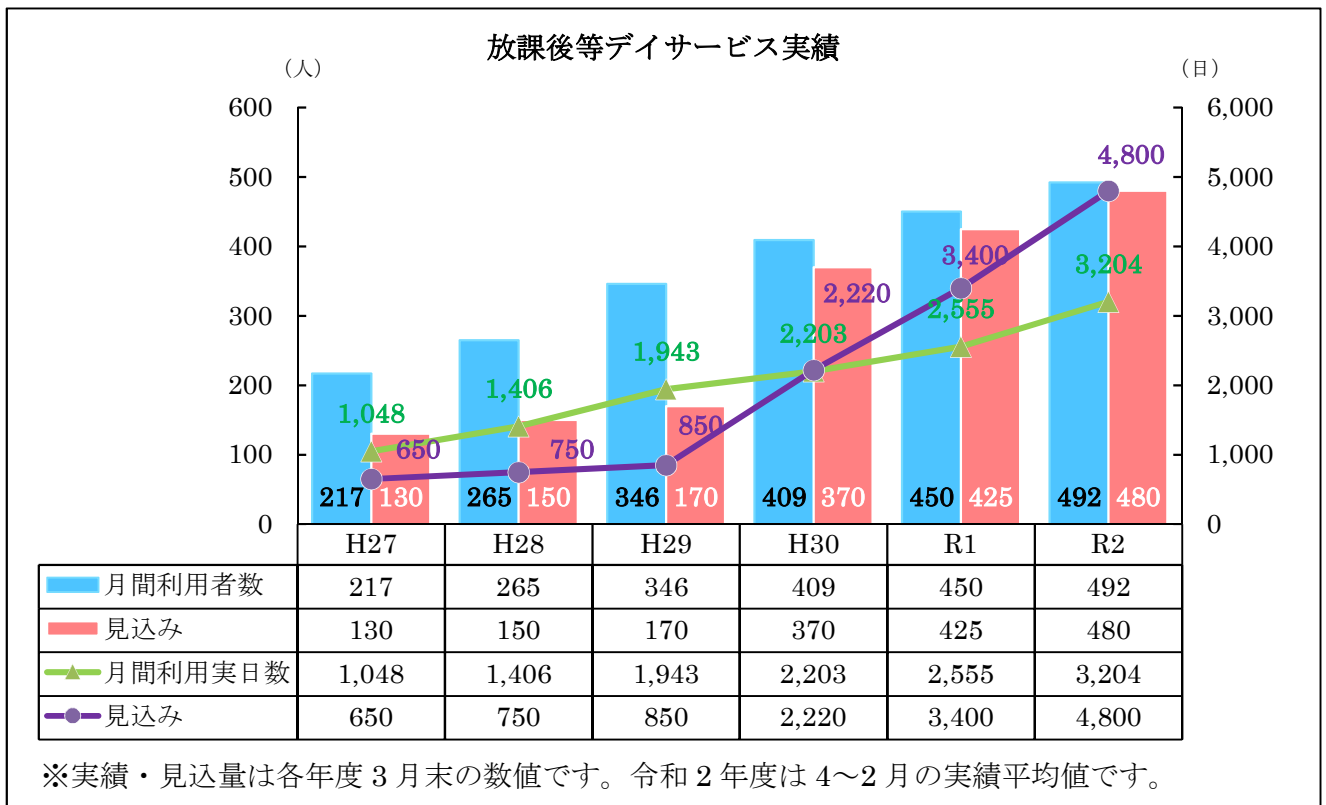
### ② 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度より新設）

重重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。



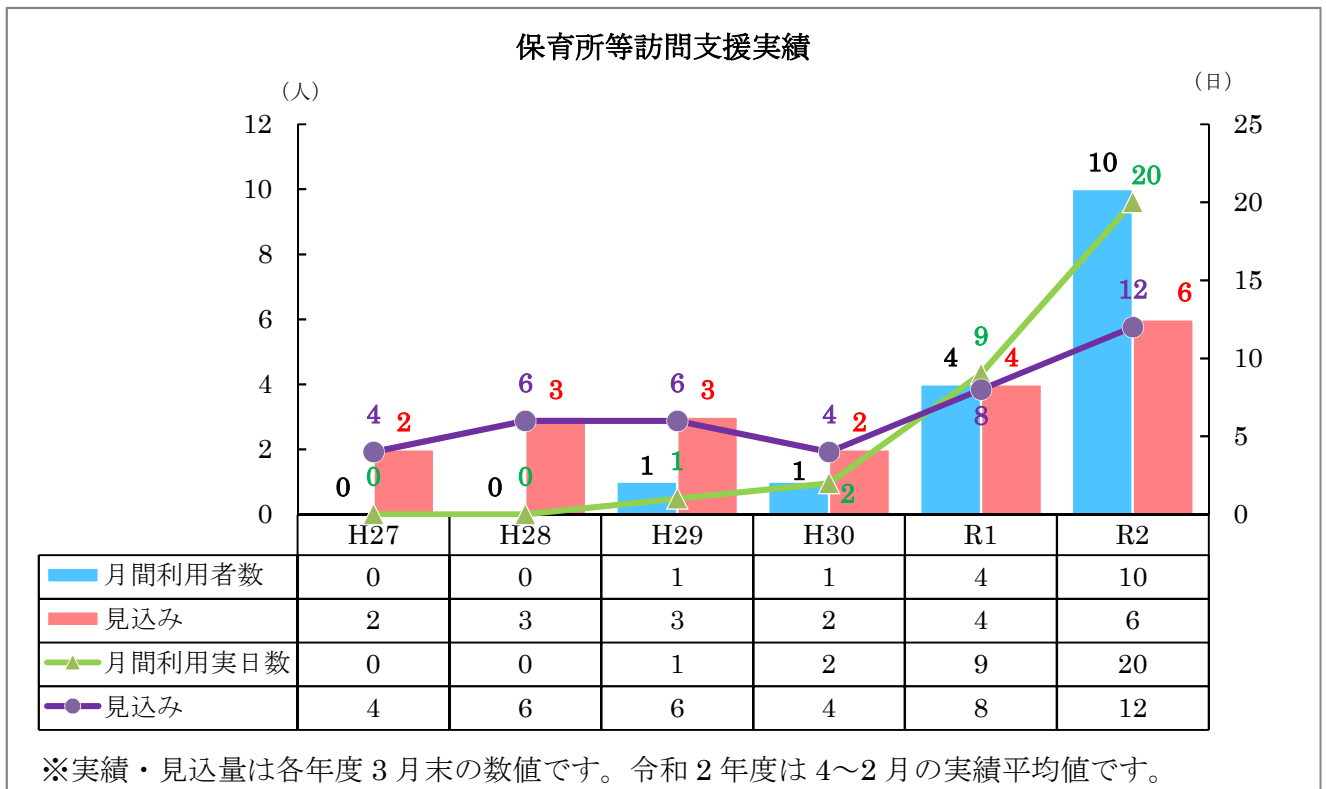
### ③ 放課後等デイサービス

就学している障害児を対象として、放課後や学校の長期休暇中に日中活動の場として、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。



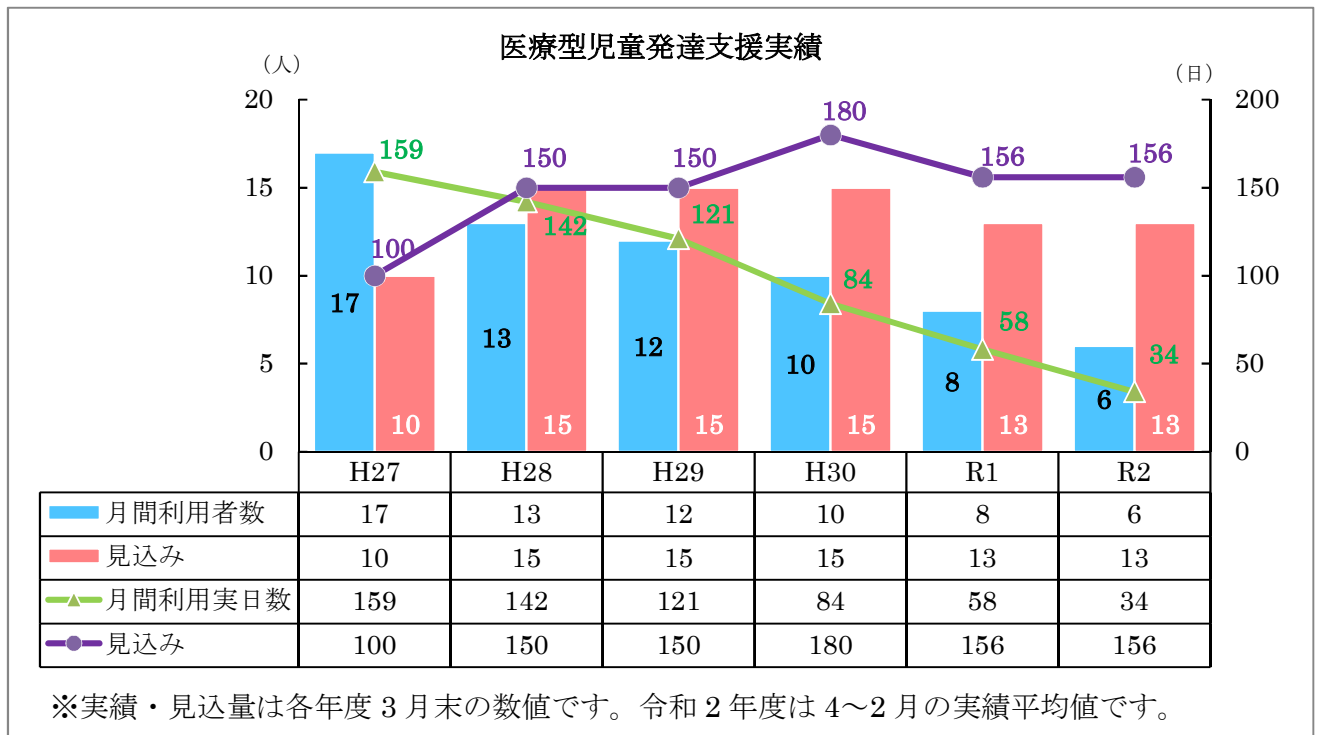
### ④ 保育所等訪問支援

専門スタッフが保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障害児の身体・精神・環境に応じて、本人および訪問先のスタッフに適切かつ効果的な支援を行います。



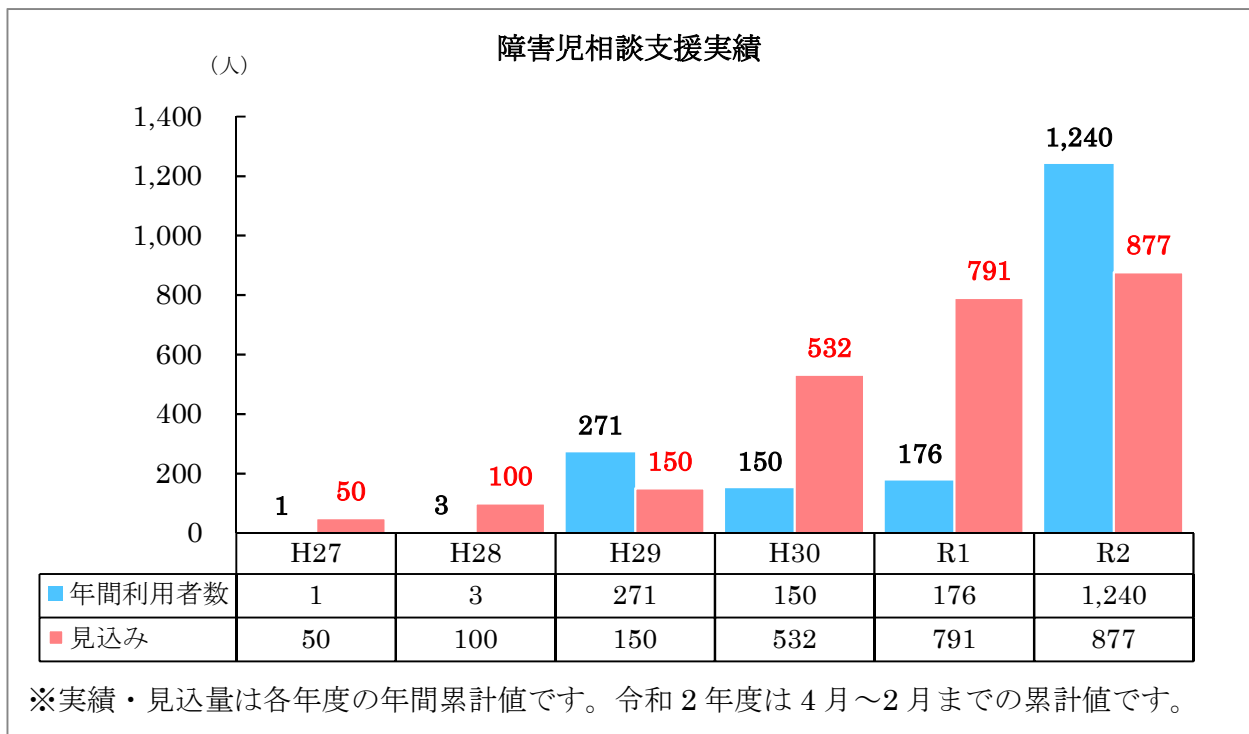
⑤ 医療型児童発達支援

肢体不自由児等重度で、理学療法等の機能訓練や医療管理下での支援が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。併せて、身体状況により治療も行います。



⑥ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。その後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。



## 4. 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすため、障害者への理解を深めることを目的とした、啓発事業等（イベントの開催や啓発活動）を通じて地域住民への働きかけを行い共生社会への実現を目指すものです。

事業名	内容
障害者週間 記念のつどい	区民が障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年障害者週間中に開催しています。
ふくしまつり ・ 障害児者と家族のレ クリエーション大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者とその家族が区内の施設、ボランティア団体と共に区民との交流や親睦を図り、障害者への理解を深めるとともに、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を基本としたまちづくりを推進するため、毎年、実行委員会を結成し実施しています。</li> <li>令和元年度は障害者スポーツへの理解を高めるため、障害者スポーツチャレンジデーと合同で開催しました。</li> <li>障害のある人とない人が共に楽しみふれあう場として、レクリエーション大会を行っています。※ふくしまつりとの合同開催です。</li> </ul>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

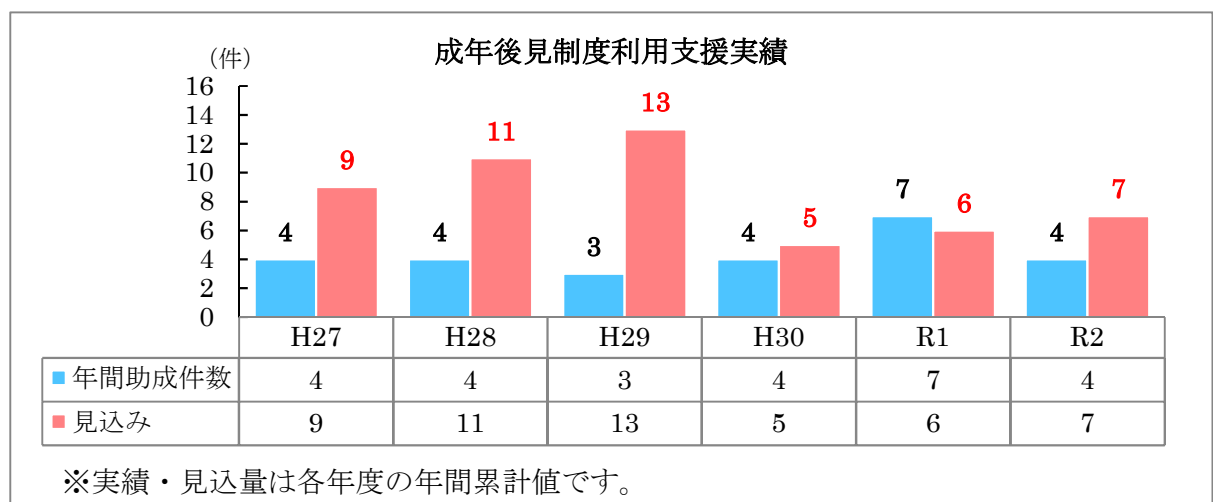
#### ② 相談支援事業

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
年間相談件数	32,705	37,080	37,151	27,534

#### ③ 成年後見制度利用支援事業

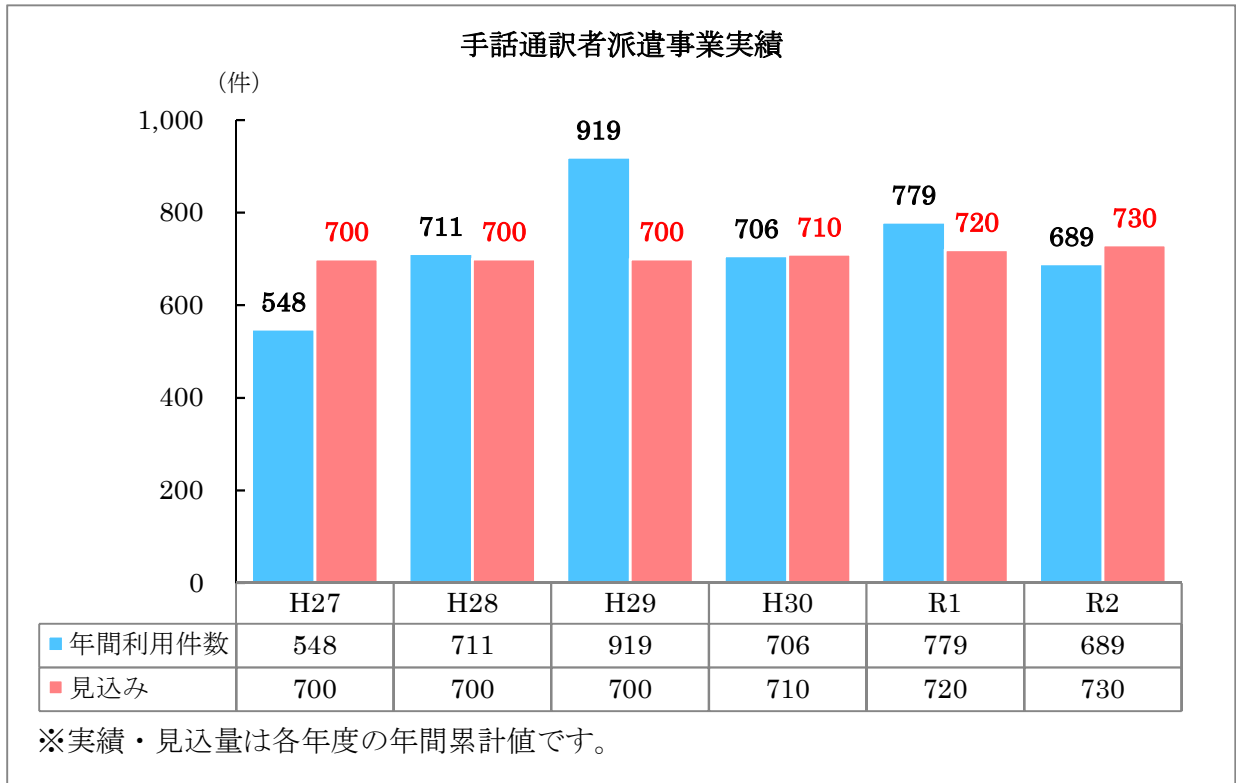
障害のある人の権利擁護の視点から、成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成します。



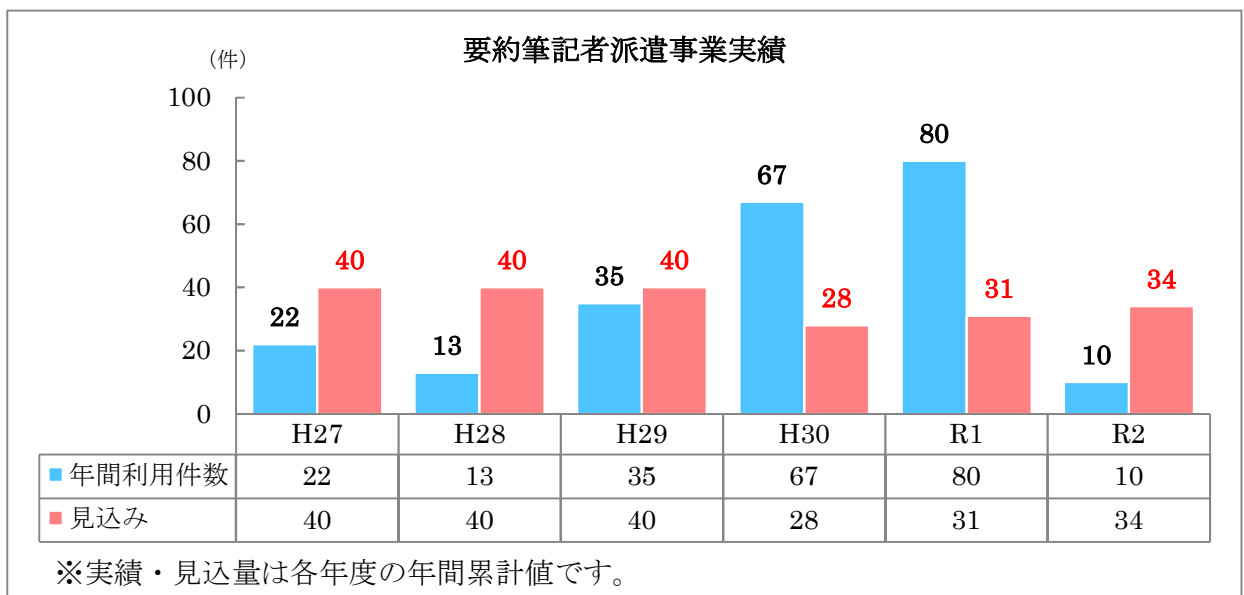
④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

【手話通訳者派遣事業】



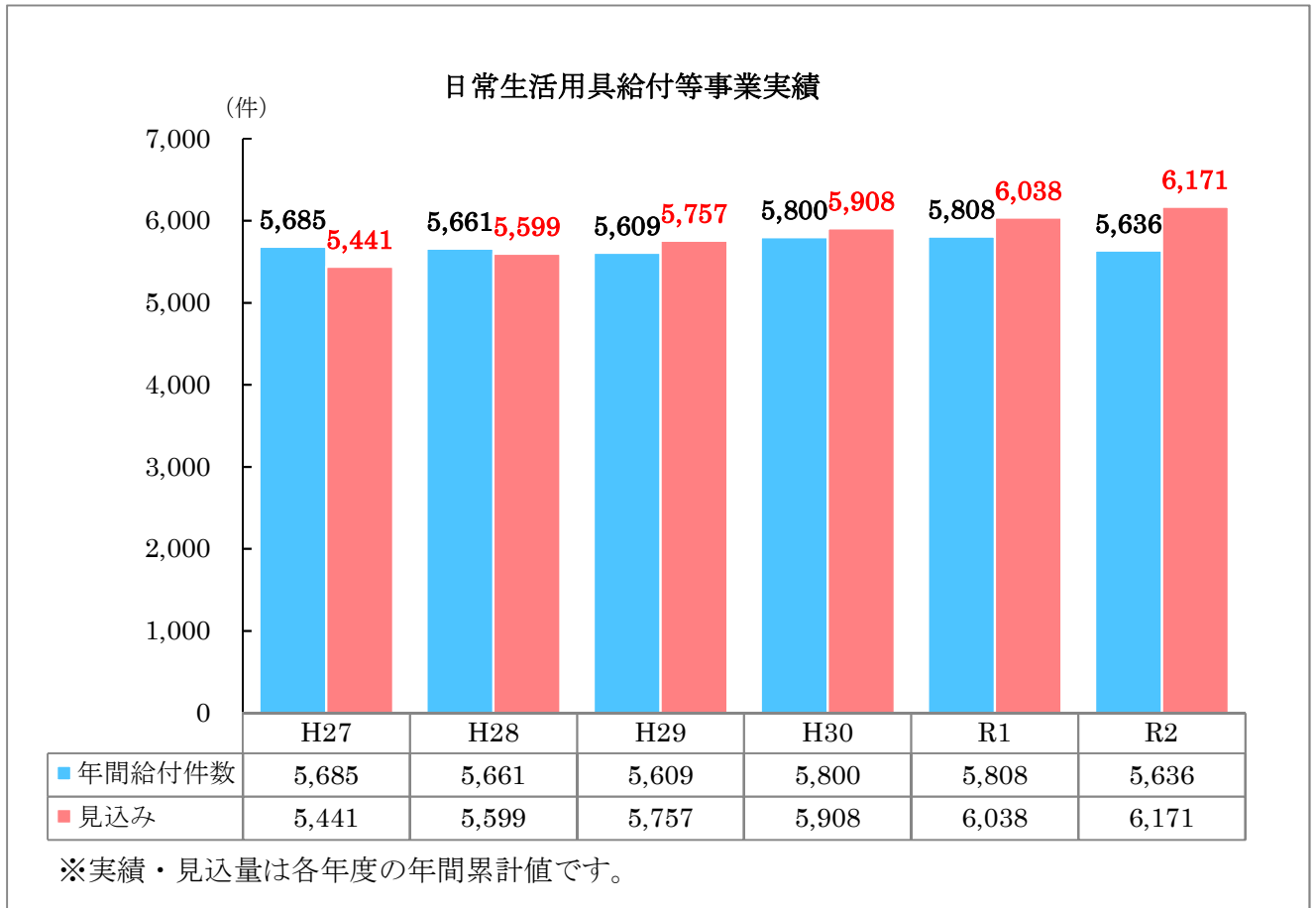
【要約筆記者派遣事業】



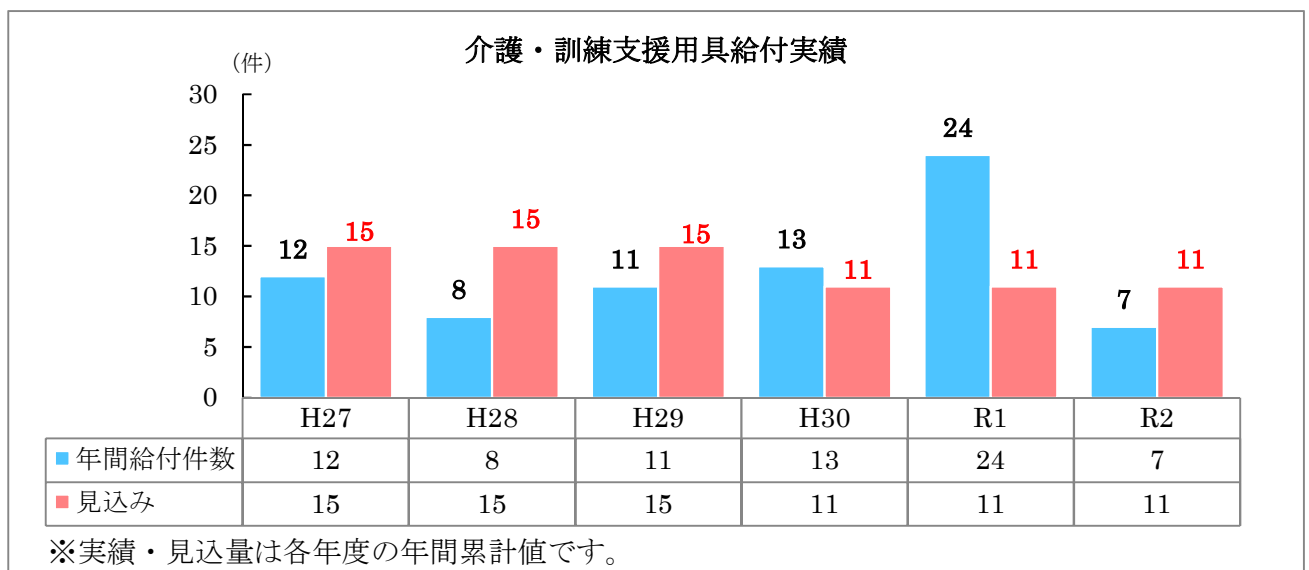
⑤ 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

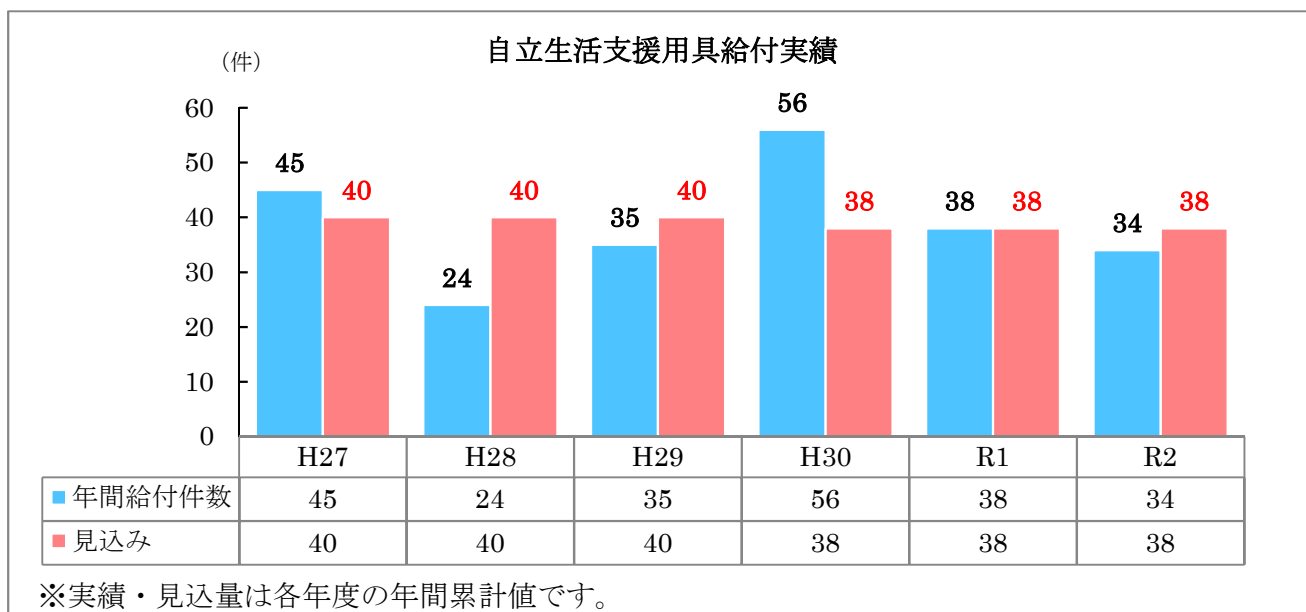
【日常生活用具給付件数合計】



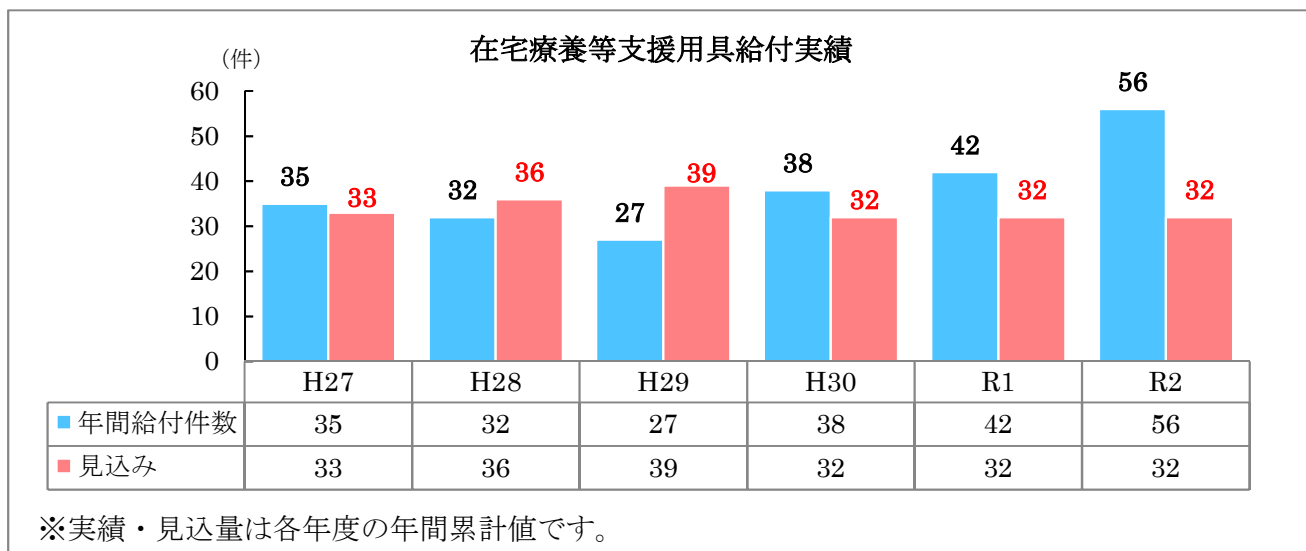
【介護・訓練支援用具（入浴担架、体位変換器等）】



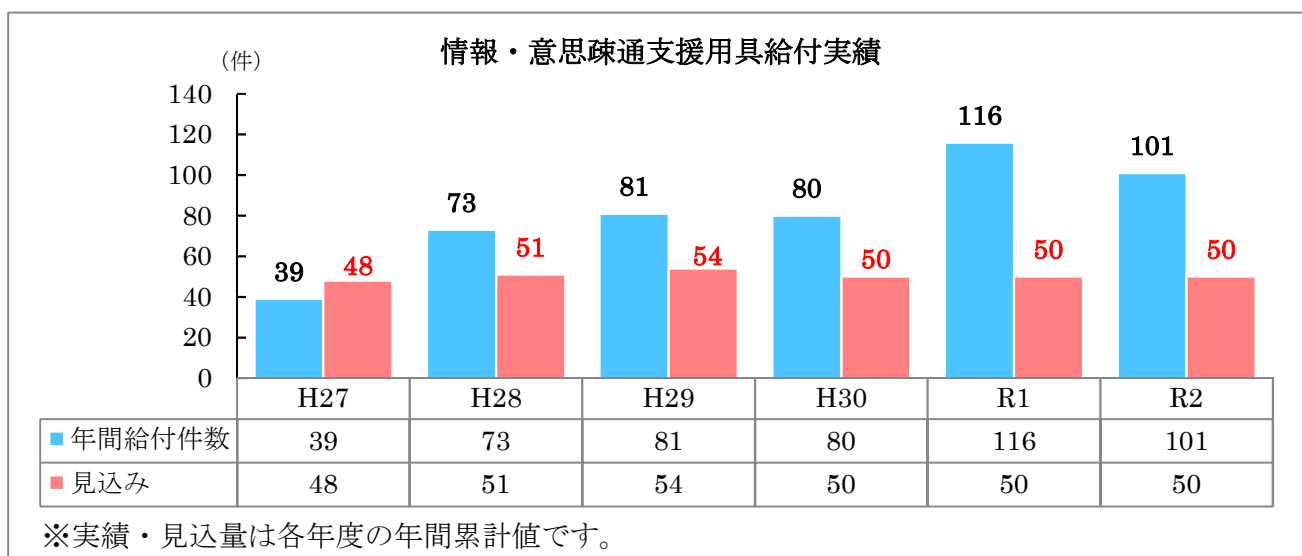
【自立生活支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽等）】



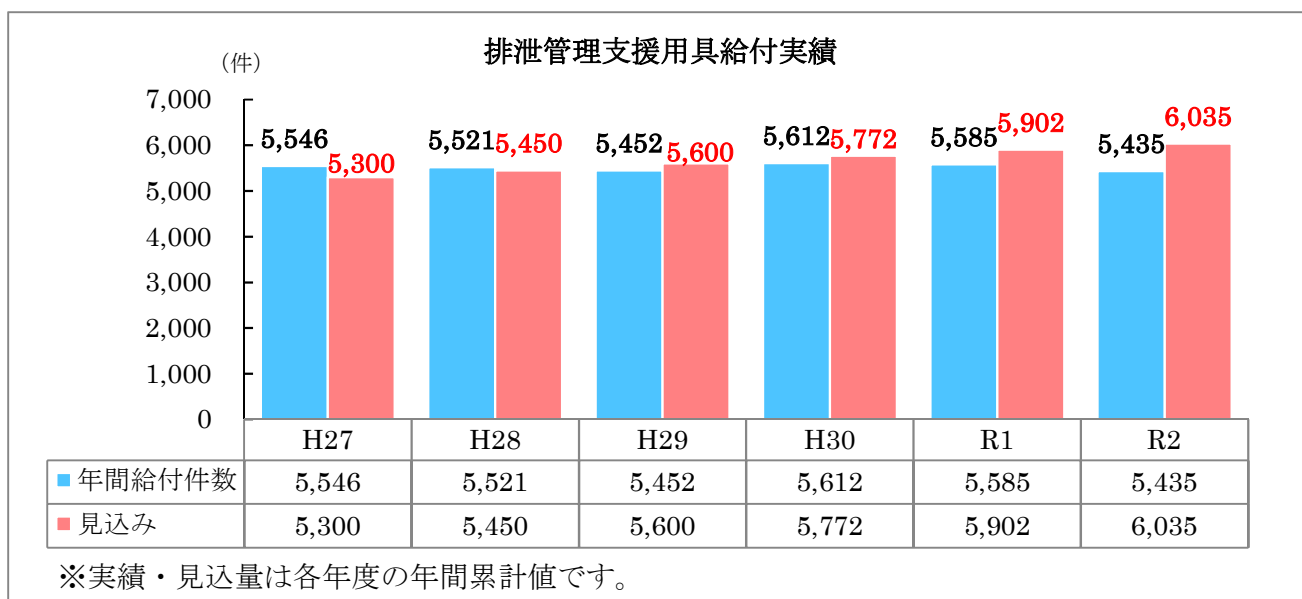
【在宅療養等支援用具（吸引器、盲人用体重計等）】



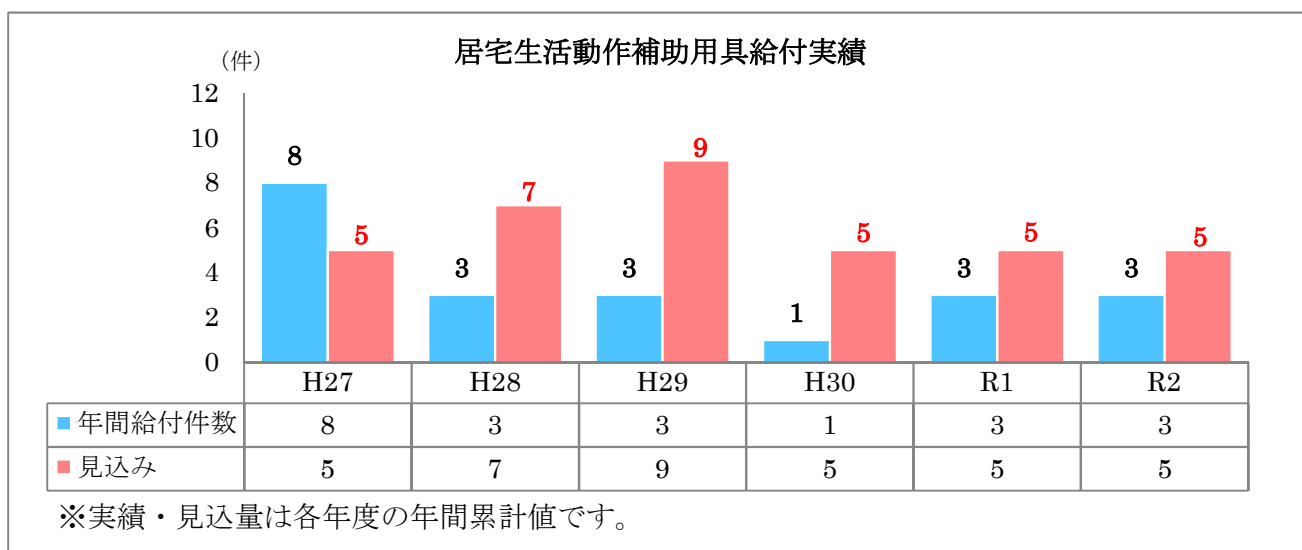
【情報・意思疎通支援用具（拡大読書器、音声化ソフト等）】



【排泄管理支援用具（ストーマ、紙おむつ等）】

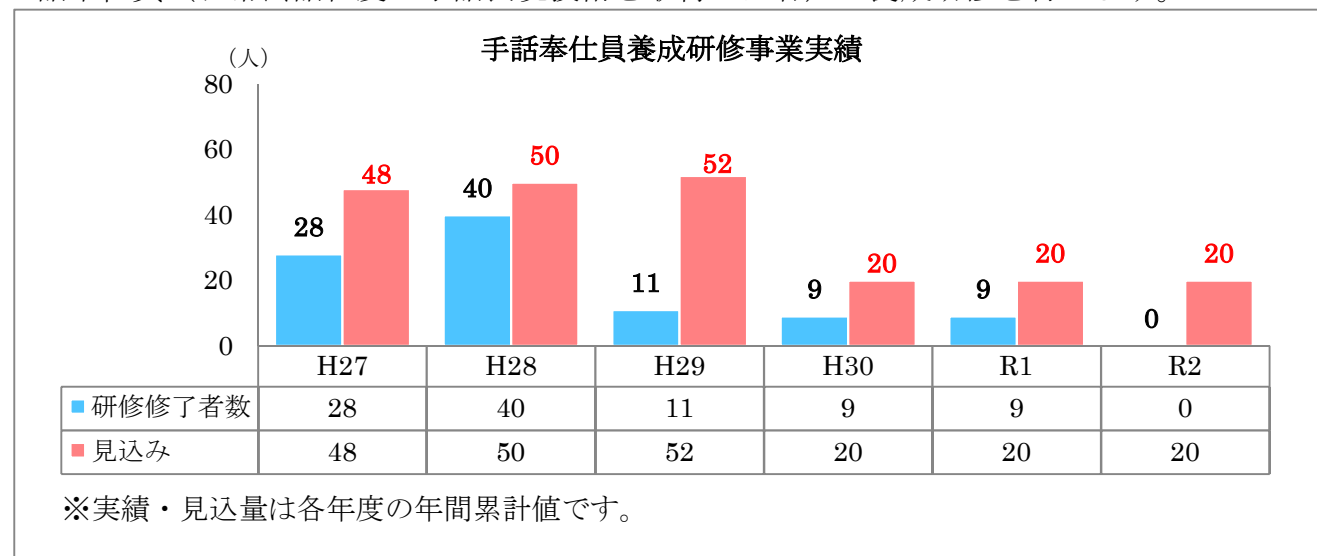


【居宅生活動作補助用具（小規模住宅改修）】



⑥ 手話奉仕員養成研修事業

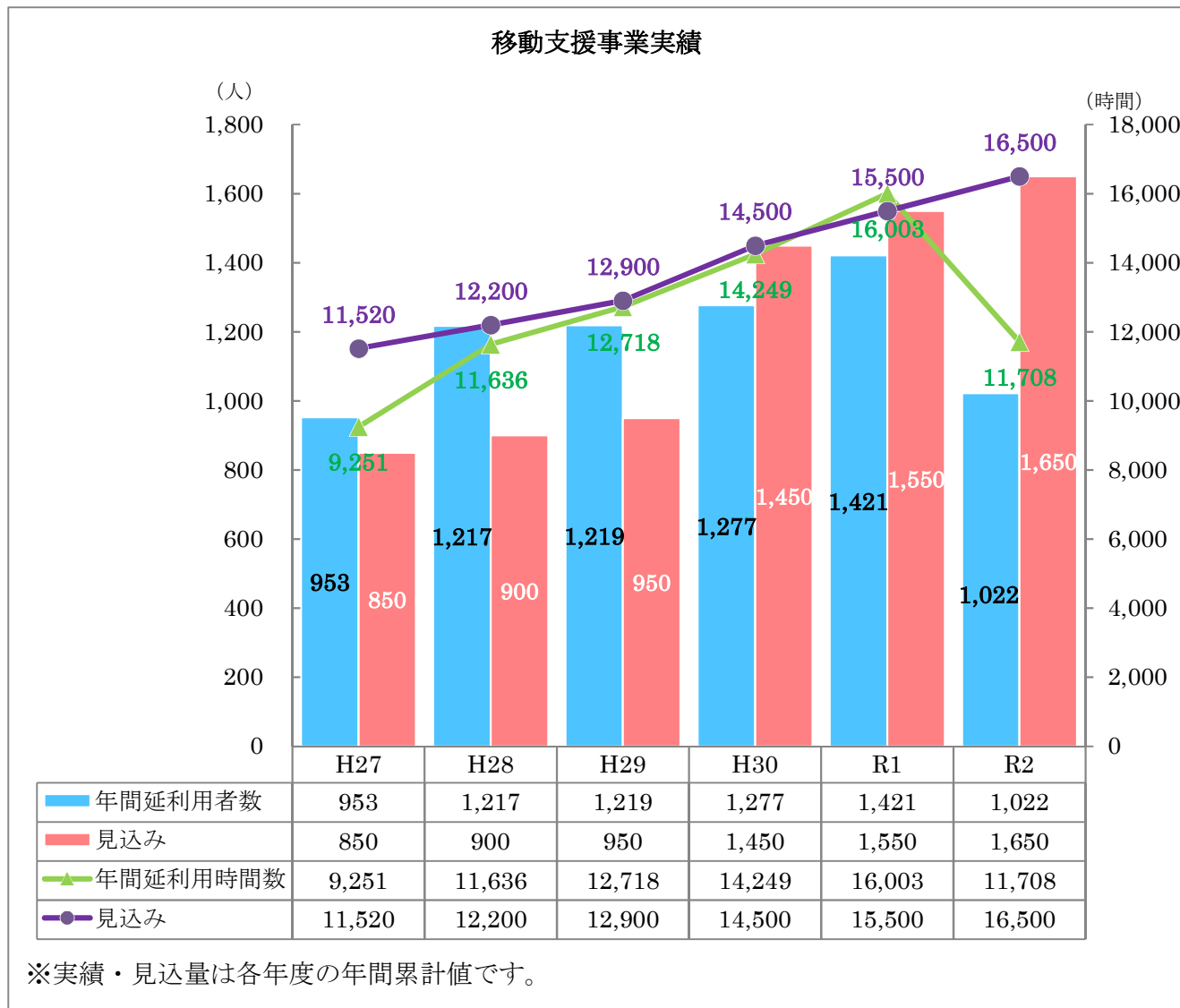
聴覚障害のある人との交流活動の促進、区の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。





⑦ 移動支援事業

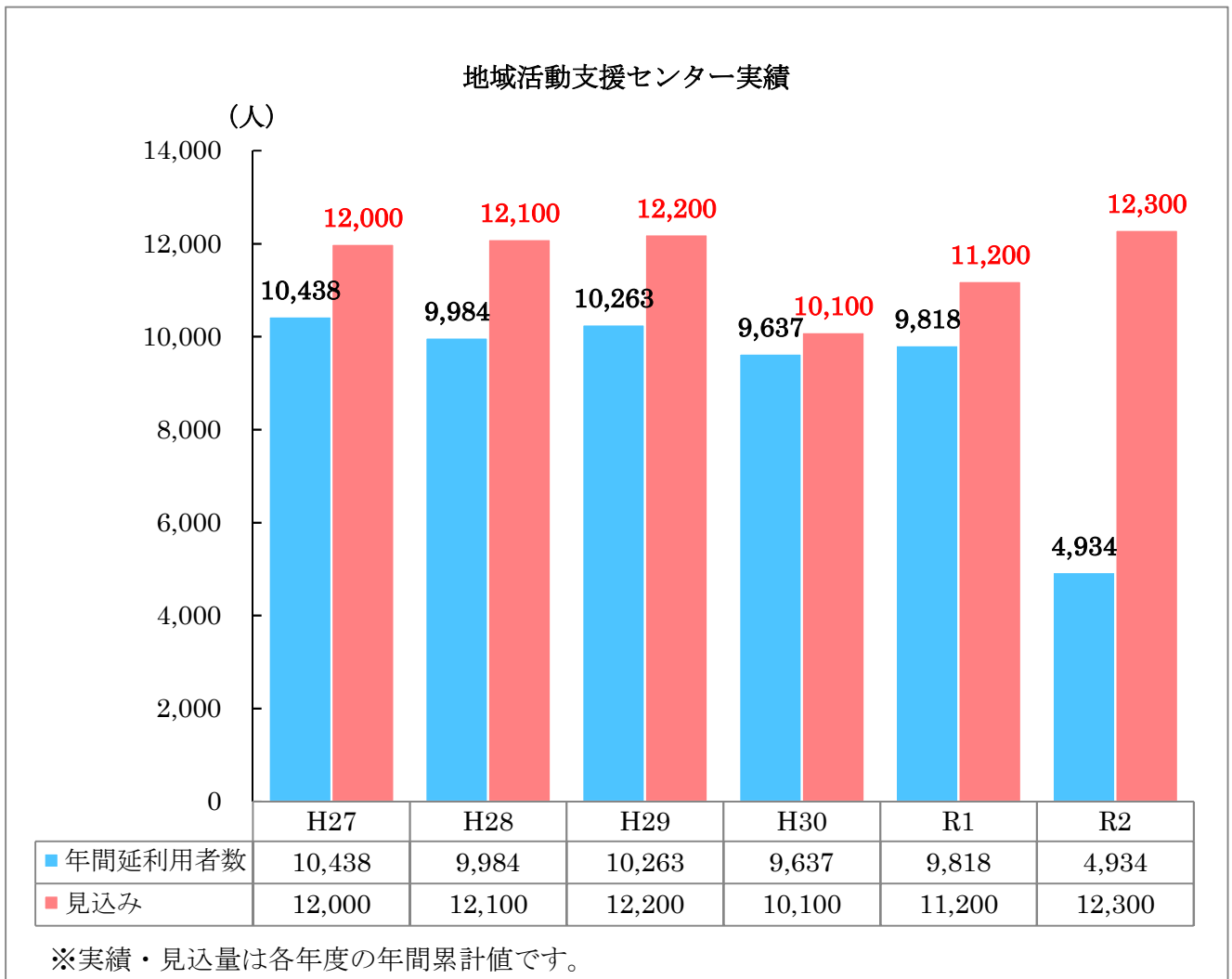
屋外での活動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とした事業です。



⑧ 地域活動支援センター

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。令和元年 10 月開設した「品川区立障害児者総合支援施設」を含め、区内には現在 3 カ所の地域活動支援センターがあります。

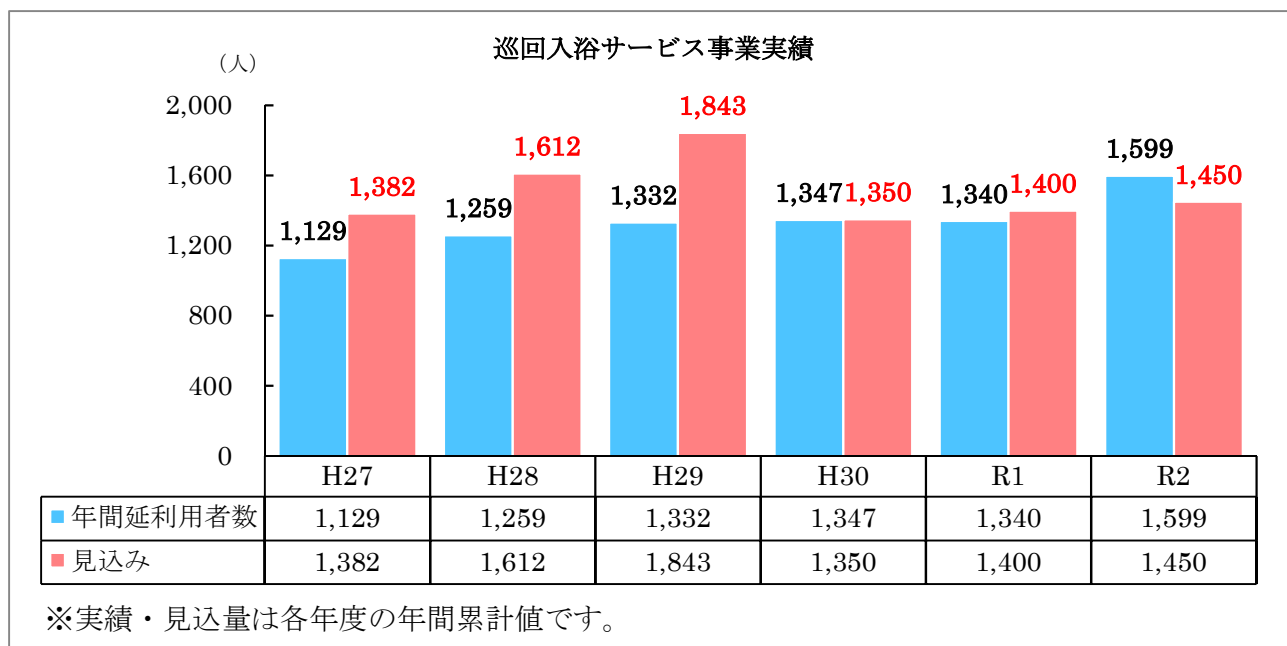
名 称	所在地	備 考
精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	品川区西五反田 2 丁目 24 番 2 号	平成 17 年 10 月開設
区立地域活動支援センター 「逢（あえる）」	品川区旗の台 5 丁目 2 番 2 号 (区立心身障害者福祉会館内)	平成 24 年 4 月開設
区立地域活動支援センター	品川区南品川 3 丁目 7 番 7 号 (区立障害児者総合支援施設内)	令和元年 10 月開設



## (2) 任意事業

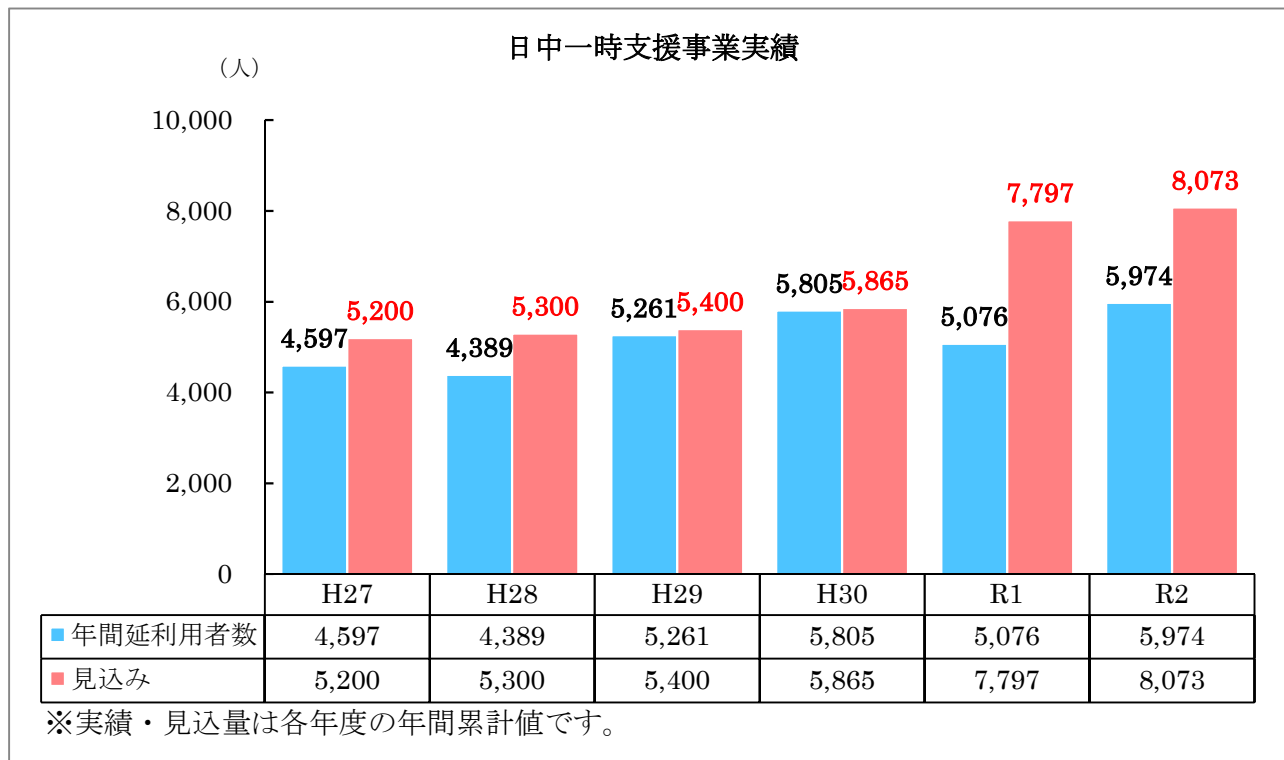
### ① 巡回入浴サービス事業

障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るため、入浴が困難な在宅の重度心身障害児者に巡回入浴車を派遣しています。



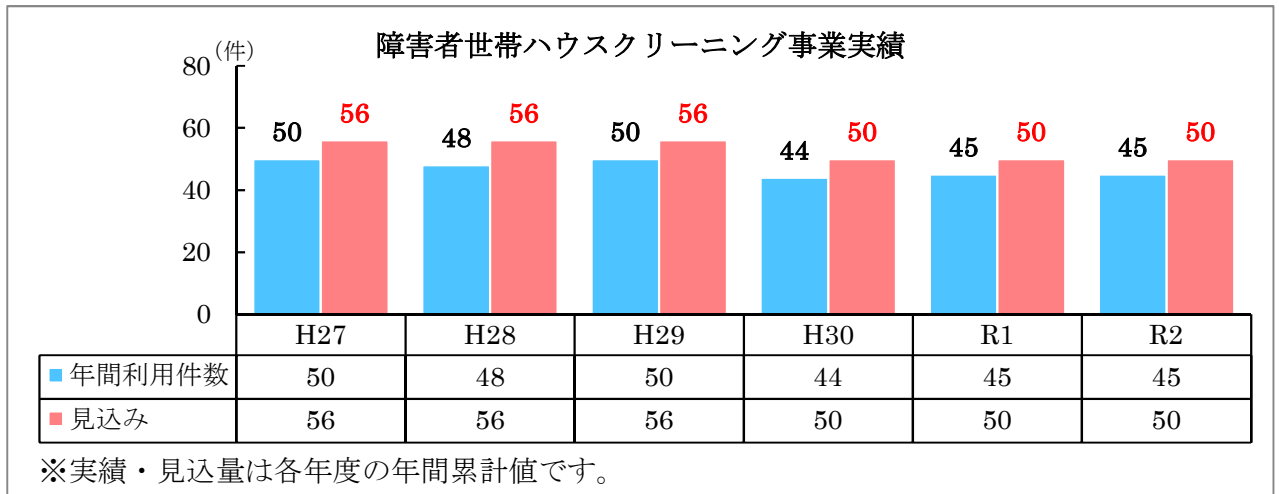
### ② 日中一時支援事業

特別支援学校等に通学する障害児を介護している家族の就労支援や一時的休息のため、放課後や夏休み等長期休暇中の日中における活動の場を提供します。



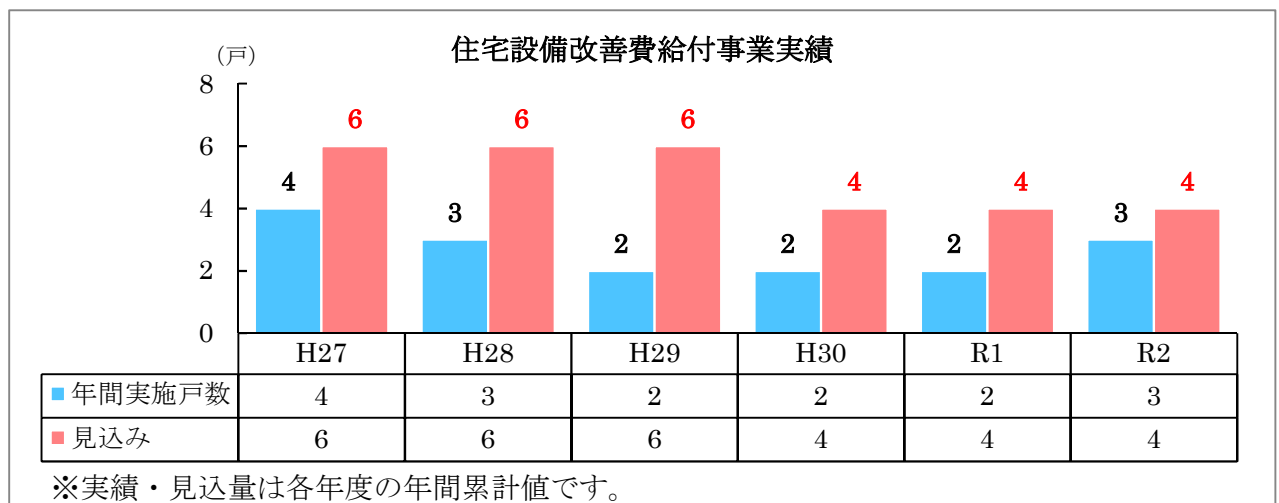
③ 障害者世帯ハウスクリーニング事業

障害のある人の世帯の衛生と健康保持を図るため、本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施しています。



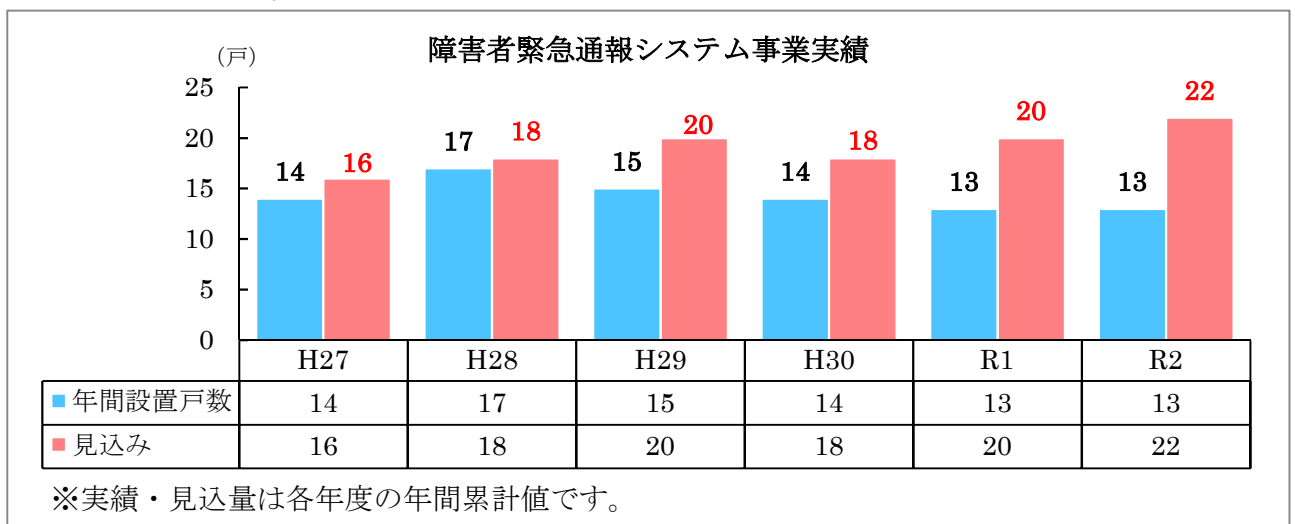
④ 住宅設備改善費給付事業

身体に障害のある人が住宅を改造する場合に費用の一部補助を行い、本人や介護者の負担の軽減を図ります。



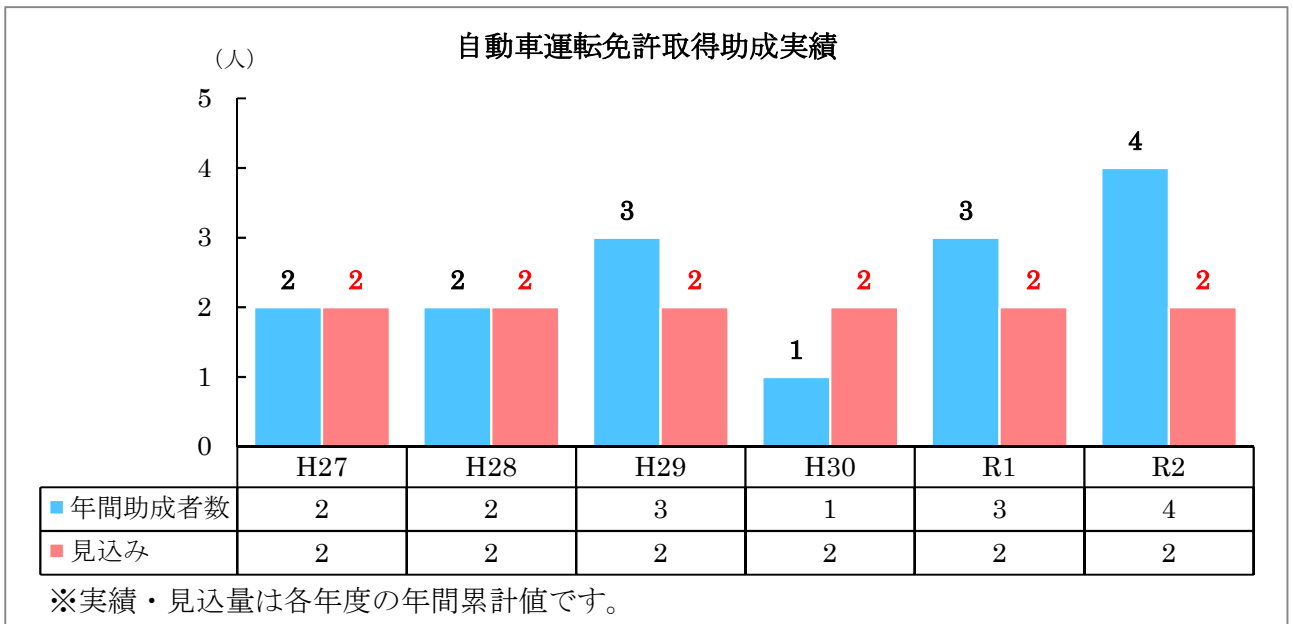
⑤ 障害者救急代理通報システム事業

障害のある人の世帯に、救急代理通報システムを設置し、緊急時（救急・火災等）の安全確保を図ります。



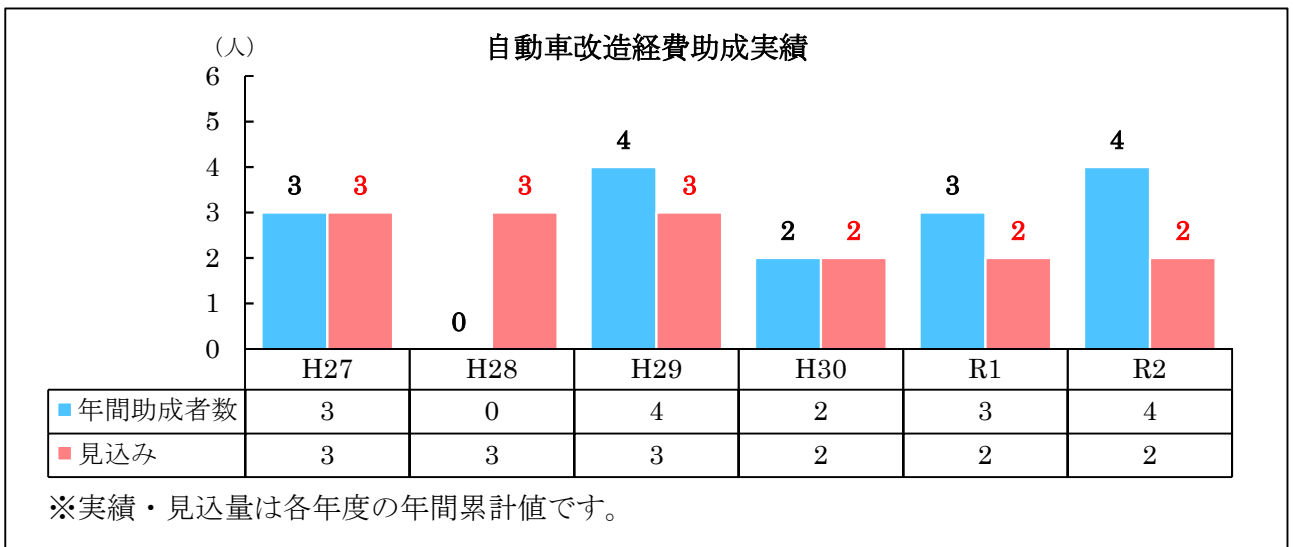
⑥ 自動車運転免許取得助成

障害のある人が自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することで、日常生活の利便性の向上および生活圏の拡大を図ります。



⑦ 自動車改造経費助成

上肢、下肢または体幹機能障害のある身体障害者手帳1・2級の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成します。



## 5. その他の事業

### (1) 障害者差別解消法に関する取組み

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。品川区では、事前に各課へ対応状況等に関する庁内調査を実施し、それを基に、品川区職員が障害者に適切に対応するために必要な事項を定めた「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」および「職員対応要領に係る留意事項」を策定しました。

区民向けに障害者差別解消法ハンドブックを作成し、区主催のイベントや区内施設において配布し、啓発を行っています。

### (2) 福祉カレッジ

#### ①事業内容

品川区基幹相談支援センター機能強化の一環として、品川介護福祉専門学校の福祉カレッジの中に、障害者支援に係る人材の育成研修を位置づけ、地域全体の支援力の向上を目指します。

#### ②令和2年度の実績

	コース・講座名	会場	実施日	受講者
障害者ケアマネジメントコース	①地域における共生とは	オンライン	令和3年1月18日	11人
	②地域生活を支える支援	オンライン 特別講義室	令和3年2月18日	11人
	③障害のある方の生活を支援する	オンライン	令和3年3月24日	19人
子ども支援研修	①発達気になる子どもの理解と 保育所・幼稚園でのかかわり	オンライン 特別講義室	令和3年1月25日	19人
	②保護者の理解と支援		令和3年2月24日	23人
	③子ども関係機関の連携のあり方	オンライン	令和3年3月18日	14人
オプション講座	①コロナ禍で益々求められるコミュニケーションの基礎能力と基本姿勢	オンライン	令和3年1月15日	7人
	②感情労働とストレスマネジメント		令和3年2月22日	7人
	③虐待・グレイゾーンについて考える		令和3年3月9日	19人

## 6. 品川区地域自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会

### (1) 協議会の構成

委員：24名

うち学識経験者2名、相談支援事業所代表4名、社会福祉協議会1名、障害者福祉サービス事業所2名、保健・医療関係者1名、児童関係機関2名、教育関係機関3名、就労関係機関1名、障害者団体代表7名、権利擁護関係者1名

### (2) 令和2年度の実施内容

開催日時	議題
令和2年8月7日 (第1回)	<p>【品川区地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度地域自立支援協議会について</li> <li>・昨年度の実施内容</li> <li>・障害福祉計画実績報告について</li> </ul> <p>【品川区障害者差別解消支援地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区障害者差別解消支援地域協議会について</li> <li>・ヘルプカードの検討</li> </ul>
令和2年10月27日 (第2回)	<p>【品川区地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の今年度事業計画の報告と検討について</li> </ul> <p>【品川区障害者差別解消支援地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区障害者差別解消支援地域協議会の今後の活動の検討について</li> </ul>
令和3年1月27日 (第3回) 【書面開催】	<p>【品川区地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の今年度の報告について</li> <li>・第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画素案について</li> </ul> <p>【品川区障害者差別解消支援地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組み</li> </ul>